

官報号外

平成三十年四月十八日

○第一百九十六回 参議院会議録第十五号

平成三十年四月十八日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第十五号

平成三十年四月十八日

午前十時開議

第一 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地

方債の特例に関する法律の一部を改正する法
律案(衆議院提出)

第二 障害者による文化芸術活動の推進に関する
法律案(大野泰正君外八名登議)

第三 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する
法律案(上野通子君外九名登議)

第四 人事訴訟法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第五 都市再生特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強
化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成三十年四月十八日 參議院会議録第十五号

議事日程追加の件 生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

で、生産性を飛躍的に向上させる必要があります。

こうした現状に鑑み、政府として昨年十二月に取りまとめた新しい経済政策パッケージにおいてまでの三年間に生産性革命を実現させるため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を期限を限つて集中的に行なうべく、本法律案を提出した次第です。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、生産性革命を政府一体となつて強力に実行するための仕組みを創設します。具体的には、政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定め、革新的な事業活動実行計画を策定し、生産性向上のための施策の集中的かつ一体的な実施を図ります。

第二に、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、規制のサンドボックス制度を創設します。参加者や期間を限定することにより、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行なうことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られたデータを活用できるようにして、規制改革を推進します。

第三に、事業者による革新的なデータ利活用を促進するため、データの共有、連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対して減税措置等の支援を行い、コネクテッドインダストリーズを実現してまいります。また、事業者が国や独立行政法人等に対しデータ提供を要請できる手続を創設し、協調領域におけるデータの共有を支援します。

さらに、中小企業における生産性革命を実現するため、中小企業の生産性向上に資する先端的な技術を活用した設備等の導入を後押しする仕組みを導入します。市町村が、中小企業における先端設備等の導入を促進するための計画を自ら策定し、これに基づいて中小企業の先端設備等の導入計画を認定して支援措置を講ずることで、地域の自主性の下で、生産性向上のための設備投資を加速します。

次に、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、アベノミクスの三本の矢を同時に実行した結果、設備投資の拡大、雇用の拡大など、ながら、我が国経済の成長軌道を確かなものとするためには、急激な経済社会情勢の変化に的確に対応して、引き続き、我が国産業の国際競争力を強化し、その持続的な発展を図ることが重要です。このため、業種を超えた事業再編、情報の適切な管理及び新事業の創出によるイノベーションの促進、事業再生の円滑化、事業承継の加速化、経営基盤強化のための中小企業支援機関の支援能

力確保、IT導入の加速化のための支援体制及びIT化に対応したセーフティーネットの整備等のために必要な施策を講ずるべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正です。

第一に、業種を超えた事業再編の促進を図ります。様々な手法による事業再編を行いやすくするため、株式を対価とする事業再編を認定し、会社法の特例を設ける等の支援措置を講じます。

第二に、情報の適切な管理の促進のための制度を創設します。競争力の源泉となる技術等の情報の漏えい防止措置に係る認証機関の認定制度を設け、事業者における情報の適切な管理を促します。

第三に、新事業の創出によるイノベーションの促進のための施策を講じます。産業革新機構を産業革新投資機構に改め、投資機能の強化等のため、投資基準の策定や事後評価の徹底等の見直しを行います。また、国立大学法人等によるベンチャーアイデアの対象を拡大するとともに、市町村が行う創業に関する普及啓発の取組を支援します。

第四に、事業再生の円滑化を図ります。特定証券紛争解決手続において商取引債権を保護すべきとの確認がなされた事実について、裁判所の法的整理における判断において考慮されるよう措置します。

さらに、産業競争力の強化に継続的に取り組むため、集中実施期間を廃止し、必要な支援策について引き続き措置してまいります。

次に、中小企業等経営強化法、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び中小企業倒産防止共済法の一部改正です。

第一に、事業承継の加速化のための施策を講じます。中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営力の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象とし、認定を受けた者について、各種支援措置を講じます。また、親族外承継の増加に対応するため、他の中小企業者の事業を承継しようとする者に対して金融支援を講じます。

第二に、経営基盤強化のための支援能力確保のための施策を講じます。経営革新等支援機関の認

定期制度について、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入します。

第三に、IT導入の加速化のための支援体制整備のための施策を講じます。ITの活用支援を行う事業者に係る認定制度を設け、中小企業者等における更なるITの活用を促します。

第四に、中小企業者のIT化に対応したセーフティーネット整備のための施策を講じます。IT活用の高まりを見据え、電子記録債権に関する中小企業者の連鎖倒産防止のため、共済貸付対象を拡充します。

これらの中長期的リスクや課題にコミットしている企業に資金を回していく投資手法が広がりつつあります。第四次産業革命に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の要旨であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。吉川ゆうみ君。

〔吉川ゆうみ君登壇、拍手〕

○吉川ゆうみ君 自由民主党の吉川ゆうみです。私は、自民・公明を代表してただいま議題となりました生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について、世耕経済産業大臣に質問いたします。

仕事が増えたし、会社経営にも少し余裕が出てきた、こんな声が地元では、経営者の方からも、また会社に勤める若い人たちからも、実際に聞こえてくるようになりました。日本経済はようやく長いデフレから抜け出し、まだ地域差はあるもの

の、企業の収益が資金アップにつながる好循環が実感されるようになり、人手不足に悩むまでになつてきました。

一方で、人工知能、AIを始めとして、第四次産業革命と呼ばれる日覚ましい技術革新が世界規模で起こっています。こうした技術革新の成果をうまく活用することで、私たち一人一人の多様なニーズにきめ細かく対応した物やサービスを提供することができます。これが可能となり、経済的発展と社会的課題の解決を両立させることができると、期待は大きくなっています。

これでも、運用の世界では、ESG投資、すなわちサステナブルな社会構築に向けて、環境、社会、ガバナンスなどの中長期的リスクや課題にコミットしている企業に資金を回していく投資手法が広がりつつあります。第四次産業革命に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

一方で、人工知能、AIを始めとして、第四次産業革命と呼ばれる日覚ましい技術革新が世界規模で起こっています。こうした技術革新の成果を

たらす影響、我が国企業の強みと弱みはどういう点にあり、両法案によってどのようにサステナブルな経済の在り方、発展と、社会的課題解決につなげていくことができるのか、大臣の決意をお伺いいたします。

次に、本法案は、手法の在り方をスピーディーに検証、追求するプロセスとして、規制のサンドボックス制度の創設を盛り込んでいます。

イノベーションの成果を社会に導入し、新たな社会構築に向けて、環境、社会、ガバナンスなどの中長期的リスクや課題にコミットしている企業に資金を回していく投資手法が広がりつつあります。第四次産業革命に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

一方で、人工知能、AIを始めとして、第四次産業革命と呼ばれる日覚ましい技術革新が世界規模で起こっています。こうした技術革新の成果を

たらす影響、我が国企業の強みと弱みはどういう点にあり、両法案によってどのようにサステナブルな経済の在り方、発展と、社会的課題解決につなげていくことができるのか、大臣の決意をお伺いいたします。

次に、本法案は、手法の在り方をスピーディーに検証、追求するプロセスとして、規制のサンドボックス制度の創設を盛り込んでいます。

イノベーションの成果を社会に導入し、新たな社会構築に向けて、環境、社会、ガバナンスなどの中長期的リスクや課題にコミットしている企業に資金を回していく投資手法が広がりつつあります。第四次産業革命に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

一方で、人工知能、AIを始めとして、第四次産業革命と呼ばれる日覚ましい技術革新が世界規模で起こっています。こうした技術革新の成果を

たらす影響、我が国企業の強みと弱みはどういう点にあり、両法案によってどのようにサステナブルな経済の在り方、発展と、社会的課題解決につなげていくことができるのか、大臣の決意をお伺いいたします。

次に、本法案は、手法の在り方をスピーディーに検証、追求するプロセスとして、規制のサンドボックス制度の創設を盛り込んでいます。

イノベーションの成果を社会に導入し、新たな社会構築に向けて、環境、社会、ガバナンスなどの中長期的リスクや課題にコミットしている企業に資金を回していく投資手法が広がりつつあります。第四次産業革命に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

一方で、人工知能、AIを始めとして、第四次産業革命と呼ばれる日覚ましい技術革新が世界規模で起こっています。こうした技術革新の成果を

民の皆様が不安や心配を抱かないよう、安全や自然環境などのバランスをどのように取りながら進めていくのか、お聞かせください。

次に、IOTによって身の回りのあらゆるもののがインターネットにつながることで、大量のデータを取得、活用できるようになり、遠隔地からの認識や計測、自動制御なども可能となります。現在、このIOTが様々な分野で急速に浸透し、産業の垣根を越えた新たなビジネス事業モデルやプレーヤーが登場するなど、ビジネスの前提が大きく変わりつつあります。

IOTで世界の主導権を握るために、ビッグデータの獲得が不可欠です。その実現のためには、個々の会社がそれぞれにデータを広い込むのではなく、企業の壁や産業の垣根を越えて、複数の会社で様々なデータを取得し合い、共有化を図るという新たな戦略が必要となります。

私は、地域企業や産業の発展のためには、地域の各企業がお互いに協力し合ってクラスター化するなど、各社の強みを生かしていくことが有効であり、これを成功させるためには、徹底したマーケティングと研究開発を積極的に行っていくことが重要であると考えまいりました。ここに、集積されたビッグデータを活用すれば、地域の中小企業においても、生産性向上やマーケティング、研究開発力の強化などを図ることができるのではないかでしょうか。

今回の法案を通じて、日本におけるビッグデータの集積をどのように実現し、そして、そのデータを中小企業も含めた多様な主体が利活用できる環境を整備していくお考えなのか、お伺いたしました。

統いて、我が国の経済と産業を支える中小企業

に関して質問いたします。

中小企業は、日本の全企業数の九九・七%を占め、日本の従業者の約七割が雇用されていることを考えれば、我が国の経済活性化のためには、中小企業・小規模事業者の元気がなければならないことは言うまでもありません。

しかし、多くの中小企業は後継者不足に悩んでいます。また、事業は順調なのに、後継する経営者がいない、承継時の税負担が大きいなどの理由で事業を疊ぎざるを得ないといった声も、地元でも大変多く聞かれます。

このうち、税負担の問題については、抜本的改正が行われ、使い勝手が良くなつた事業承継税制の活用が進むことで、円滑な事業承継の増加が期待されます。

他方、後継者難の事業者への対応については、事業引継ぎ支援センターによるマッチング支援機能の強化などが行われています。私の地元三重県でも、県が国の機関や商工団体、地域の金融機関などと一体となって、承継問題が手付かずとなつている中小企業を掘り起こし、手遅れになる前に事業承継を進めることに注力をしていくところでございます。

そこで、中小企業の事業承継に対しては、新たなイノベーションを活用した産業の振興や、人口減少に悩む地方の再生、活性化なども考慮に入れつつ、地方自治体や支援機関などの関係先を巻き込んで、地域一丸となって進めるべきであり、地方の事情に即した取組への後押しが肝要であると思ひますが、中小企業の生産性向上や事業承継など、地域の中・小規模事業者発展のための施策につき、大臣のお考えをお伺いたしました。

長年ESGの目線を持つて商売をしてきた地域

を支える日本企業が、その強みを生かし、第四次産業革命の果実を産業競争力の強化と地域発展につなげて世界をリードし、ひいてはサステナブルな社会の構築に資することができるよう、本法律案を始めとした施策について、政府といいたしましてもしっかりと取り組んでいただきことをお願ひし、私の質問を終ります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）
〔国務大臣（世耕弘成君登壇、拍手）〕
○国務大臣（世耕弘成君） 吉川議員にお答えいたします。

日本企業の強み、弱み、サステナブルな経済発展と社会的課題解決についてお尋ねがありました。

日本企業の強みは現場力や現場の良質なデータにあるのに対し、IT人材の不足や起業への意欲が低いことが弱みとなり、世界ではIT系の新興企業が急成長を遂げる中、日本企業の存在感が低下しております。

第四次産業革命の下、ESGにも通じる多様なステークホルダーへの配慮などの日本企業の特性を生かしつつ、協調領域において現場のデータを連携させることで、様々な社会課題を解決し、企業の競争力強化につなげていくことが可能と考えています。

今回提出した二法案では、データを活用した企業の取組支援のため、革新的データ産業活用計画の認定制度などを導入し、現場力や現場の良質なデータ共有などをう民間事業者の取組を税制措置などにより支援する制度を創設することを盛り込んでおります。

法律上の支援措置に加えて、中小企業・小規模事業者におけるデータ利活用を促し、生産性向上を実現するため、ものづくりのための設備導入や

ユーザーの安心、安全や自然環境などは重要な社会的価値であり、これらのバランスの取れた形で新技術等実証を進めることができます。

新技術等実証では、事業者に対し、ユーザーの安全や自然環境などの公益性確保のため、期間、実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることを求めています。

主務大臣は、こうした措置が適切に講じられており、規制法令に違反するものでないことを確認した上で、実証計画を認定します。

実証の実施段階においても、事業者が認定を受けた実証計画に従つて必要な措置を実施していくことや規制法令に違反するものでないことを確認した上で、実証計画を認定します。

こうした手続を通じ、安全性和公益性とバランスの取れた形での実証を促進します。

日本におけるデータ利活用の環境整備についてお尋ねがありました。

第四次産業革命の下での日本の勝ち筋は、現場に蓄積されているリアルデータの活用にあります。

データ協調の具体的な取組を後押しするため、生産性向上特別措置法案において、協調領域のデータ共有などをう民間事業者の取組を税制措置などにより支援する制度を創設することを盛り込んでおります。

法律上の支援措置に加えて、中小企業・小規模事業者におけるデータ利活用を促し、生産性向上を実現するため、ものづくりのための設備導入や

サービス業などへのＩＴ導入を促進するための補助、成功事例を共有するためのプラットフォーム構築などの環境整備を行います。

これらにより、多様な主体がデータ活用に取り組める環境の整備を一層進めてまいります。

中小企業の事業承継と生産性向上についてお尋ねがありました。

経営者の高齢化や人口減少に伴い、地域における後継者問題は極めて深刻となつております。

そのためには、中小企業の経営の実態を理解した自治体や支援機関の連携が必要です。税理士などの士業や金融機関、商工会、商工会議所など、地方自治体と連携する事業承継ネットワークの構築を既に開始しております、この取組を全国に拡大し、事業承継を促進していきます。

事業承継の促進に加えて、法案に盛り込んだ固定資産税特例やＩＴベンダーなどの認定制度も活用しながら、地域の中小・小規模事業者の生産性向上を加速してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 浜野喜史君。
〔浜野喜史君登壇、拍手〕
○浜野喜史君 民進党・新緑風会の浜野喜史です。会派を代表し、ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

法律案に対する質問の前に、連発される不祥事、疑惑について取り上げなくてはなりません。森友学園問題の公文書改ざんと不当値引き疑惑、加計学園問題のお友達優遇疑惑、イラク日報

生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

のぞさんな文書管理、そして、それに関わる虚偽答弁によるごまかし疑惑、さらに、政府高官のセクハラ疑惑、あらうことか自衛官が国会議員を国会周辺の公道で罵倒。

国民は、政府、行政は一体どうなつてゐるのか、怒りを通り越してあきれ返つております。さらには、政府・与党におかれましても、この内閣はもつのかとの認識が日に日に広まつてゐるものと拝察をいたします。

もうここに至つては、少なくとも内閣総辞職、さらには総選挙のやり直しで国民の審判を仰ぐしかないと考えますが、内閣の一員である世耕経済産業大臣の見解を伺います。

さて、生産性向上特別措置法案についてあります。生産性革命といえど聞こえは良いのであります

が、法案のどこを見ても生産性とは何かという根本的な規定がなく、さきに示された新しい経済政策パッケージなるもののただし書にまで当たらなければその定義は分かりません。

そもそも、我が国の生産性についてどのように評価されているのでしょうか。さらに、生産性を向上させていくために、基本的に、根本的にどう

か。といひますのも、私は、生産性というものは、公共インフラや民間資本といったハード面だけではなく、社会制度や文化、人的能力といったソフト面にも大きく依存するものであると考えるから

であります。その向上に際しては、革命といつた言葉で表されるような短期的な施策ではなく、教育訓練といった地道な取組こそが重要です。今回

の法整備で飛躍的に生産性が高まることを期待は

いたしますが、一方、短期的に的外れなことを実施し、逆効果となることも懸念するところであります。

大臣の基本的かつ明確な見解を伺いためには、その生産性の維持向上を図つていくためには、その前提として、社会や職場を担つていく人材が維持、継承されていかなければなりません。

東大合格を目指す人工知能、東口ボくんの開発プロジェクトリーダーを務められた国立情報学研究所の新井紀子教授は、著書「A.I. vs. 教科書が読めない子どもたち」の中で、次のような趣旨の主張をされています。

もうしながら、いま一つ理解できないのが、法案の目玉であろう規制のサンンドボックス制度の創設について、従来の国家戦略特区や新事業特例制度、グレーゾーン解消制度との違いが明確でないことがあります。また、制度創設後約五年、昨年十二月末時点の利用実績は、新事業特例制度は僅に教科書を正確に理解する読解力を獲得していない。この状況を何とかしなければ、A.I.と共存せざるを得ないこれから社会に明るい未来予想図を描くことはできない。新しい産業が興つても、A.I.にはできない仕事ができる人材、言わば読解力を持つ人材が不足するため、新しい産業は経済成長のエンジンとはならないといったことになります。

今回の諸施策の検討に際して、過去の類似制度をどのように評価し、どのような問題があつたと整理をしたのか、説明を求めます。

今回の新技術等実証のスキームの中で、総理大臣によって任命される革新的事業活動評価委員会が大きな役割を果たすこととなつております。

規制を所管する大臣に対して、内閣総理大臣を通じて勧告ができるなど、評価委員会の胸先三寸で、ある特定の分野が優遇されたり投資が集中するといったことになりかねないのでないでしょうか。

首相秘書官ならぬ評価委員会の委員に相談すれば、総理案件となつて物事がどんどん進むといったようなことも起こり得るのではないかでしょうか。

林文部科学大臣は、新井教授の指摘をどのようにお考えになりますか。その上で、どう対応されますか。見解を伺います。

革新的事業活動評価委員会の中立性、公平性をどう担保するのか、人選をどうするのかなど、その枠組みについて説明を求めます。

この法案の中には、コネクテッドインダストリーズ実現を目指したデータの共有、連携のためのI-O-T投資の減税ということが盛り込まれております。もっともらしいんです。また、その活用が想定されている重点五分野として、自動走行・モビリティーサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安、スマートライフが挙げられております。これも、もっともらしいんです。

コネクテッドインダストリーズとは、一体何なのでしょうか。また、この重点五分野はどのように選ばれたのでしょうか。

そもそも、特定の産業分野を政府が選定し、特定の方向に企業を誘導することは、市場メカニズムを通じた資源配分をゆがめ、国全体の生産性を低迷させることにならないのでしょうか。見解を伺います。

昨年の中小企業白書を見ますと、景況は緩やかな改善傾向にあるが、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中とされています。中小企業の抱える問題は、白書が指摘しているような構造的な問題のみならず、アベノミクスが中小企業のためになっていないといふことがあります。

そもそも、これまでのアベノミクスの中小企業への影響をどのように評価するのか、説明を求めます。

我が国の生産性を高めるためには、企業数の九・七%、従業者数の約七割を占める中小企業の支援が重要です。現状では、中小企業の生産性は大企業を下回る低い水準にとどまつておらず、我が国全体の生産性向上のためには底上げが必要です。

中小企業の生産性が大企業と比較して低い理由をどのように分析していますか。説明を求めます。

今回制度化される中小企業支援が実効あるものとなるのか、私には少なからぬ不安があります。

その一つが、中小企業の設備投資促進のための税の減免です。この制度を活用した際に減免されるのは、市町村政策を支える固定資産税であります。市町村は、減免の前提となる先端設備等導入計画を認定する立場になります。三年の时限措置とはいえ、市町村が自らの税収を減らすような措置に積極的に協力してくれるのでしょうか。どの程度この制度が利用され、生産性向上にどれほど資すると見込まれているのか、説明を求めます。

また、この制度と類似の固定資産税の特例措置が中小企業等経営強化法で制度化されました。両者の大きな違いは、現行は全国一律で固定資産税を二分の一にするのに対し、新制度では自治体の裁量で固定資産税をゼロから二分の一の間に設定できるところであります。

財力のある自治体が思い切って固定資産税をゼロにすることで、投資が集中し、税収が増加するといったサイクルを描かれていることと思われます。一方、所在地による企業間の不公平、自治体間の格差拡大といったことにつながるのではないかとの懸念もありますが、見解を伺います。

やる気のある中小企業、社会に根差した地域企業が活躍し、その活動が継続されていくことは、我が国にとって極めて重要です。この観点で、今回の産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の中にも事業承継の問題解決策が盛り込まれています。他方、その対象となる企業の労働者からすれば、事業承継のための事業再編時に自らの雇用環境や労働条件にどのような変更が生じるのかも大きな問題です。

実際に、MアンドAにより、従業員の再採用が一部しか認められず失業者が出たり、一方的に労働条件の切下げが行われるという事例や、中には、労使関係が悪化して組合潰した至ったケースも散見されています。

こうした事態が相次いでいる背景には、そもそも事業譲渡は会社間の合意により権利義務を個別に特定して承継するものであり、労働契約は労働者の同意を得て個別に承継するとされていることがあります。あくまでも企業間の契約、取引であります。そのため、事前に労使協議を義務付けるなど、労働契約の承継に関わる法整備も行われていています。

事業譲渡による事業承継を加速化する改正を行なうのであれば、その前提として、労働者保護の観点から、事業再編時における労働契約の承継、労働者、労働組合等との事前協議、労働条件の不利益な変更の制限など、かねてより求められている法整備も含めた検討が必要であると考えますが、加藤厚生労働大臣の見解を伺います。

最後になりますが、生産性向上も産業競争力強化も、国民と政府、行政との信頼関係がベースにあつてこそ実現できるものではないでしょうか。その信頼関係を失つた安倍政権は、もう限界思われます。卒業旅行ではないのでしょうか、アメリカに赴かれ、お好きなゴルフを満喫しておられる場合ではありません。

内閣総辞職、総選挙のやり直しを強く強くお勧め申し上げて、質問を終わりります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○国務大臣（世耕弘成君） 浜野議員にお答えいたします。

公文書管理などの問題に対する内閣の対応についてお尋ねがありました。

行政をめぐり様々な問題が指摘されており、国民から厳しい目が向けられていることを重く受け止める必要があります。

行政の根幹は、国民からの信頼で成り立っています。経産大臣として、経済産業政策や对外政策など、重要課題への取組を着実に進め、成果を出していくことで国民からの信頼に応えてまいります。

日本の生産性の評価及び生産性向上のための取組についてお尋ねがありました。

日本の労働生産性は、一九九〇年代から二〇〇〇年代にかけて年2%近い伸びを示していましたが、二〇一〇年代に入つて伸び悩み、二〇一五年までの五年間の伸び率の平均は0・9%となっています。

生産性の向上を図つていくためには、事業活動による付加価値を高めるべく、第四次産業革命による新たな技術を活用したイノベーションを促していくことが必要です。

このため、二法案では、規制のサンドボックス制度や革新的データ産業活用計画の認定制度を導入するとともに、事業再編の促進策などを講じています。また、実行計画を策定し、毎年、各施策の実施の効果を評価し、必要な軌道修正を行う仕組みを構築します。

これらの施策を通じて、生産性革命を実現してまいります。

規制のサンドボックスの検討における類似制度の評価についてお尋ねがありました。

国家戦略特区制度においては、規制の特例を法令改正で措置する必要があり、そのためには一定の期間が必要あります。

また、新事業特例制度においては、事業者が規制の特例措置の整備を求める場合には、規制を緩和しても安全性などの規制の目的を達成することが可能となる規制の代替措置が必要ですが、代替措置の検証のための実証ができず、検討が進まないケースがありました。

さらに、グレーゾーン解消制度は、継続的な事業の実施を前提として、規制法令の適用関係を確認する制度であり、規制所管部局は、個別案件への回答に対し慎重になりがちでした。

これら課題を解決するため、新技術等実証制度では、期間や参加者等を限定し、実証と整理することで、規制が適用されない環境下で、法令改正を待たずにスピーディーに実証プロジェクトを実施可能としました。

革新的事業活動評価委員会の中立性、公平性の担保についてお尋ねがありました。

革新的事業活動評価委員会による専門的かつ客観的な観点からの意見を聞くことを求められています。

評価委員会委員は、各省庁の所掌の枠を超えた幅広い分野、領域に及ぶ内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する方を任命することとしており、人選については、委員により代表される意見、学識、経験などが公正で均衡の取れた構成になるよう留意します。

評価委員会の運営においても、ある委員に直接

生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

アベノミクスの中小企業への影響についてお尋ねがありました。

アベノミクスの三本の矢の取組によって、企業は過去最高水準の経常利益を実現し、これを雇用運用を工夫します。さらに、営業上の秘密を除き、会議又は議事録を速やかに公開することにより、規制の拡大や資金の上昇につなげることにより、議事内容の透明性を確保します。

こうした仕組みにより、革新的事業活動評価委員会の中立性、公平性を担保します。

コネクテッドインダストリーズと重点五分野の選定についてお尋ねがありました。

コネクテッドインダストリーズとは、データを介して、人、技術、機械などが企業、産業を超えてつながり、新たな付加価値の創出と社会課題解決を目指す、我が国産業の勝ち筋を示すコンセプトです。

かつて、特定個別産業を選定し、個別企業の経営判断に介入し誘導しようとする、いわゆるターゲティングボリシーには批判があつたと認識をしています。

一方、コネクテッドインダストリーズは、企業、産業を超えた幅広い連携を促進するものであり、そもそも、特定の業界、業種に限定するものではありません。スピード感を持つて具体論に着目して、議員御指摘のとおりです。

理由として、中小企業が大企業に比べて、従業員一人当たりの機械設備などの資本ストックが低いことや、サービス業などの労働集約的な産業の割合が高いことなどが考えられます。

このため、中小企業・小規模事業者の設備投資手し成功事例を生み出すため、人手不足などの社会課題解決のニーズの大きさなどを踏まえ、五つの分野からまず取組を開始しているものです。また、取組の内容も、個別企業の経営判断に介入し誘導するのではなく、協調領域のデータ共有や人材育成などの基礎的な取組を進めているものです。

したがって、特定の産業分野を政府が選定し、特定の方向に企業を誘導しようとする御指摘は当たりません。

固定資産税の特例に関する市町村の協力及び制度の利用見込みについてお尋ねがありました。

中小企業庁が三月に行つたアンケートの結果によれば、今回の法案に盛り込んだ固定資産税の条例については、全国で千四百九十二の市町村が固定資産税をゼロにすることを公表すると回答しているところあります。

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の条例については、二月末時点で、約四万九千者が認定を受け、新規の設備投資をした事業者は約三万四千者、対象となつた設備投資は約一・八兆円になると推定され、そのうち多くの事業者が固定資産税を年間二分の一に軽減する措置を活用していると考えられます。

中小企業の生産性が低い理由についてお尋ねがありました。

大企業と比較して労働生産性の水準が低いというのは、議員御指摘のとおりです。

理由として、中小企業が大企業に比べて、従業員一人当たりの機械設備などの資本ストックが低いことや、サービス業などの労働集約的な産業の割合が高いことなどが考えられます。

このため、中小企業・小規模事業者の設備投資やIT利活用を強力に後押しすることが重要であり、今回の法案でも、認定を受けた中小企業者に対する制度や、IT導入支援のためのITベンダーなどの認定制度を新たに導入することとしています。

平成二十九年度補正予算で措置したものづくり補助金やIT導入補助金も合わせ、法律、予算、税制など、あらゆるツールを総動員して中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援していく画面内容の記載例などを様式と併せて提示する、不明

な点がある場合には個別相談に応じるなど、丁寧な対応に努めています。

御指摘のとおり、自治体がその自主性に基づき特例措置の活用の是非について判断される中で、所在地による企業間の取扱いの違いは生じ得ると考えますが、できる限り幅広く多くの事業者の設備投資が推進されるよう、引き続き、本制度のメリットをしっかりと周知してまいります。(拍手)

○國務大臣(林芳正君) 浜野議員から、読解力についてお尋ねがありました。

國務大臣林芳正君登壇、拍手)

○國務大臣(林芳正君) 浜野議員から、読解力についてお尋ねがありました。

国立情報学研究所の新井紀子教授が、日本の中高生の読解力に課題があると指摘していることは承知をしております。

新しい学習指導要領においては、我が国の子供たちの読解力の現状等を踏まえ、国語科において、主語と述語との関係や語句の係り方、また文と文との接続の関係など、文や文章の構成に関する学習内容を充実するとともに、全ての教科等を通じて言語能力の育成を図ることとしております。

また、学校教育全体を通じて、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、新しい時代を見据えた子供たちの資質、能力の育成を目指した取組を進めております。

さらに、人生百年時代においては、リカレント教育を通じ、誰もが幾つになっても学び直しの機会を確保できることが重要であり、学校教育で培われた読解力等は生涯にわたる学びの基盤になると考えております。

文科省としては、引き続き、学校教育を通じ、読解力を始めとする確かな学力の育成に努めてまいります。(拍手)

○國務大臣(加藤勝信君) 浜野喜史議員より、事業譲渡における労働者の保護についてのお尋ねがありました。

事業譲渡において労働契約を承継する場合には、労働契約の承継を予定している労働者の同意が必要であり、労働者の意思に反した労働契約の承継は認められていません。

事業譲渡については、平成二十六年から二十七年に開催されました組織の変動に伴う労働関係に関する研究会において、事業譲渡の場合に労働契約が自動的に承継されるルールの導入などについて議論が行われましたが、譲渡契約の成立が困難となり、保障できたはずの雇用がかえって保障されなくなるおそれや、事業譲渡には営業用の財産や商号のみの譲渡もあり得るなど多種多様なケースが想定されるため、対象となる事業譲渡の範囲や定義の確定が困難であり、法的安定性を害するといった指摘もあつたところであり、慎重な検討を要するものと考えております。

二〇一五年版労働経済白書は、過去二十年間、労働生産性は日米欧とも上昇したのに、日本だけは実質賃金の上昇に結び付かず、マイナスだと指摘しています。さらに、その要因を、企業利潤が配当と内部留保に回ってしまい、また、非正規雇用が増え、賃金が押し下げられたからだと分析しています。労働生産性が向上しても、実質賃金が連続してマイナスなのはなぜですか。経産大臣、厚労大臣にお聞きします。

経済と生産性を考える上で、二つの点からの総括と検証が必要です。

第一の問題は、本法案の前身である一九九九年の産活法以来、首相官邸で総理が財界の要望のままに、大企業中心の成長戦略、構造改革と規制緩和路線を推進してきたことです。

産業競争力強化法は、株主価値を最優先する情

込んでいるところであります。

厚生労働省としては、今後とも、この指針に沿った対応がなされるように周知に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 岩渕友君。

〔岩渕友君登壇、拍手〕

○岩渕友君 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等改正案について質問します。

本法案のベースは、安倍内閣が昨年閣議決定した未来投資戦略と新しい経済政策パッケージです。政策パッケージは、労働生産性について、実質GDPを就業者の総労働時間で割ったものと定めています。ならば、生産性向上には、GDPの七割を占める国民の消費購買力の向上が必要になります。そこで、経産大臣に答弁を求めます。

第二の問題は、消費税増税をどう見るかです。

この間、実質賃金が連続してマイナスにもかかわらず、消費税増税が一九九七年に5%、二〇一四年に8%へと二度強行されました。これが国民の消費支出を押し下げたことは明らかではありますか。政府の定義によれば、この上更に消費税率の引上げを行えば、消費購買力を抑え付けることになり、労働生産性を低下させることになるのでありますか。

消費税大増税を強行し、複数税率、インボイス制度が導入されれば、中小零細企業に大打撃を与え、事業承継どころか、廃業を激増させるのは明らかではありませんか。消費税増税はきつぱりやめるべきです。以上、経産大臣、お答えください。

法案は、我が国の産業と就業構造を、A.I., I.O.T., ロボットやシェアリングエコノミーなどの進展に対応させるとして、企業の競争力強化、生産性向上と異次元の規制緩和を推進するもので

報・電機大企業などのリストラ、人減らしを応援するため、減税や企業再編の特例を講じてきました。安倍政権は、それを更に、企業が世界で一番活躍しやすい国を目指すとして、拡充強化していました。

その結果、この二十年間で自動車など世界的な多国籍企業に成長した大企業は、史上空前の利益を上げ、株主配当は五倍の十六兆円、内部留保はついに四百兆円を超えました。非正規雇用は二割から四割近くにも増え、賃金は押し下げられました。経済の好循環は富裕層だけで、国民多数は格差と貧困が拡大しただけではありませんか。その検証と反省もなく、この道を更に突き進めます。

以下、質問いたします。

第一に、現行法の規制を一時凍結して新技術等の実証実験を行う、世界初のいわゆる規制のサンドボックス制度についてです。

本法案の日本版サンドボックスは、従来の個社、地域、全国レベルという三層構造の規制緩和制度に加え、窓口が内閣官房に一元化されます。総理主導の国家戦略特区において首相案件とされる加計疑惑が生じ、その真相解明、検証が不可欠です。その下で同じく総理が任命権を持つ革新的事業活動評価委員会をつくることは、ますます総理に権限が集中することになるのではないか。官房長官、経産大臣、お答えください。

巨大なライドシェア企業、ウーバー社のCEOサービスに関心を示しています。同社は、世界中で事件、事故を多発させていますが、世耕大臣は、十一日、サンドボックスはライドシェアの実証も可能だという趣旨の答弁を行っています。日本では、道路運送法上、有償の相乗りマッチングサービスはいわゆる白タクとして禁止されています。サンドボックスで認めることがあつてはなりません。経産大臣、国交大臣、明確な答弁を求めます。

第二に、ビッグデータの利活用と個人情報の問題です。

インターネット検索やSNS利用などあらゆる個人データが、市場を独占するグーグルなど米IT企業の下に吸い上げられ、フェイスブックの個人情報不正利用事件が世界に衝撃を与えています。

EUでは、人間の尊厳の観点から、プライバシー権や個人情報の自己コントロール権を保障す

る一般データ保護規則が来月施行されます。この背景には、IBMの協力の下ナチスが収集した個人情報が濫用され、アウシュвиツの悲劇をもたらした痛苦の反省と教訓が刻まれています。

ところが、日本では、新産業の創出を優先し、官民データ基本法や行政機関等個人情報保護法で、公権力で強制的に徴収した個人データを、非識別加工を条件に行政目的外の営利事業に利用できる法制度がつくられました。世界には異例の制度です。大量の情報のひも付けにより、個人の特定につながりかねません。総務大臣に認識を伺います。

その上に、本法案は、認定事業者が国や独法等に対しても産業データの提供を要請できる新たな仕組みまでつくるとするものです。地図データなど公共の産業データを想定するものなら、個人データの提供をなぜ明確に除外しないのですか。官房長官、経産大臣に明確な答弁を求めます。安倍政権の退陣こそ国民の声であることを強調し、質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○國務大臣世耕弘成君 岩渕議員にお答えいた

会の独立性を脅かすことになるのではありませんか。

（拍手）

○國務大臣世耕弘成君 岩渕議員にお答えいた

会の独立性を脅かすことになるのではありませんか。

（拍手）

（拍手）

また、政府が雇用関係によらない働き方を推奨していることも重大です。この下で、ライドシェアのように、企業の下で働く個人を雇用関係ないフリーランスや請負にし、労働時間や最低賃金、残業代、有給休暇など、労働者保護の対象から外すことは断じて許されません。経産大臣、厚労大臣に答弁を求めます。

最後に、安倍政権の行政私物化と強権政治の下、森友、加計、日報問題など、公文書の改ざん、隠蔽、捏造などによって、行政への信頼と民主主義の土台が壊されています。このような安倍政権に日本経済と国民の暮らし、権利の保障を委ねることはできません。

安倍政権の退陣こそ国民の声であることを強調し、質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○國務大臣世耕弘成君 岩渕議員にお答えいた

会の独立性を脅かすことになるのではありませんか。

（拍手）

（拍手）

れます。

このように、労働生産性と賃金上昇の関係については、複合的な要因が影響するものと認識しています。

産業競争力強化法の検証についてお尋ねがありました。

産業競争力強化法では、従業員の地位を不当に害するものでないことを事業再編計画の認定要件とするなどの規定を置き、雇用の安定に配慮することになっています。

また、実際にも、長期的に上昇傾向にあった相対的貧困率は、安倍政権発足後、経済が好転する中で低下に転じてることから、産業競争力強化法が格差と貧困を拡大したとの御指摘は当たらないと考えております。

中長期的に見れば、創業や事業再編などにより産業の新陳代謝が進むことが新しいビジネスや質の高い雇用の創出につながると考えており、引き続き、雇用の安定に配慮しつつ、産業の新陳代謝の促進に向け取り組んでまいります。

（拍手）

（拍手）

産業競争力強化法では、従業員の地位を不当に害するものでないことを事業再編計画の認定要件とするなどの規定を置き、雇用の安定に配慮することになっています。

産業競争力強化法の検証についてお尋ねがありました。

産業競争力強化法では、従業員の地位を不当に害するものでないことを事業再編計画の認定要件とするなどの規定を置き、雇用の安定に配慮することになっています。

産業競争力強化法では、従業員の地位を不当に害するものでないことを事業再編計画の認定要件とするなどの規定を置き、雇用の安定に配慮することになっています。

（拍手）

（拍手）

ど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを促進し、その成果を持続的な賃金上昇につなげるところで、経済の好循環の拡大を図ります。

なお、複数税率とインボイス制度の導入については、中小・小規模事業者の複数税率に対応するために必要なレジ導入やシステム改修に対して資金面での支援を講じるなど、円滑な実施に取り組んでまいります。

消費税引上げを前提として、あらゆる政策を総動員し、中小・小規模事業者が円滑に対応できるよう万全を期してまいります。

革新的事業活動評価委員会に関してお尋ねがありました。

評価委員会は、新技術等の社会実装によるイノベーションの創出が経済全般に及ぼす効果について、省庁横断的に、専門的かつ客観的な観点から評価を行うものであり、評価委員会委員は内閣総理大臣が任命しますが、これは主管である内閣府の長として行うものです。

評価委員会は、主務大臣である事業所管大臣及び規制所管大臣に意見を述べ、必要に応じ勧告することなどをその権限としておりますが、個別実証計画の認定などはあくまでも主務大臣が行うこととなつております。

加えて、評価委員会の審議状況については、原則として会議又は議事録を速やかに公開することとしており、公正に手続が行われることを確保します。

ライドシェアとサンドボックスの関係についてお尋ねがありました。

新技術等実証制度は、対象となる事業分野をあらかじめ限定しているわけではなく、御指摘のライドシェアについても申請いただくことは可能で

あります。

す。

もっとも、実証に当たつて生命や身体の安全が重要であることは言うまでもありません。新技術等実証制度では、事業者に対し、期間、場所、方法を限定し、参加者の同意を得ること、実証実験の管理監督を行うなど、実証を適切に実施するためには必要となる措置を講ずることを求めています。

仮に御指摘のライドシェアについて申請があつた場合、関係する規制を所管する主務大臣が、こうした措置が適切に講じられているかを含め、安全性や公益性を保護する規制法令に違反するものではないことを確認の上、実証計画を認定するかどうか判断することとなります。

このため、安全性や公益性が確保できない実証計画がやみくもに認定されることは想定されないと考えます。

認定事業者に対する公的データの提供についてお尋ねがありました。

生産性向上特別措置法案に基づく公的データ提供制度に基づき提供されるデータとしては、主に、地図データ、衛星データなど、個人情報以外の産業データを想定しています。

仮に個人情報に該当するデータの提供が求められた場合には、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする行政機関等個人情報保護法の規律に基づき、全ての個人情報について個別に本人同意を得ることや、特定の個人が識別できないよう加工した非識別加工情報を提供の仕組みに従つことなどが提供の前提となります。

そのため、今回の法案において個人データを明示的に除外せずとも、個人の権利利益は保護され

るものと考えております。

フリーランスなど雇用関係によらない働き方にについてお尋ねがありました。

人生百年時代においては、働き手のニーズや価値観に応じて、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を実現することにより、働き手一人一人の能力を最大限に引き出すことが重要となつてきます。

経産省では、一昨年から昨年にかけて、「雇用関係によらない働き方」に関する研究会を開催

し、実態の把握と課題の整理を行いましたが、これは、あくまでも働く個人一人一人のニーズに即した選択肢としての位置付けであつて、企業に雇用されている人を無理に、無理やりフリーランスにするといった趣旨ではありません。

引き続き、厚労省など関係省庁とも連携し、多様で柔軟な働き方の環境整備に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕
○國務大臣加藤勝信君 岩渕友議員より、二問質問をいただきました。

労働生産性と実質賃金との関連性についてのお尋ねがありました。

平成二十七年版労働経済の分析では、労働生産性の上昇が一人当たり実質賃金の上昇に結び付かなかつた要因を検証し、企業の利益処分について、特に大企業において労働分配率が低下していること、高齢者と女性の労働参加が進んだ結果、パートで働く方の比率が上昇したことにより賃金を押し下げる等といった分析結果を得たところであります。

他方、翌年の平成二十八年版労働経済の分析では、労働生産性と常勤換算後の一人当たり実質賃金との関係を分析し、我が国においても、マンアワーベースで見た労働生産性の上昇率と実質賃金の上昇率には一定の相関が見られるといった分析結果を得ているところであります。

賃金については、足下の実質賃金を見ますと、二〇一六年に前年比プラス〇・七%の伸びとなつた後、二〇一七年については、名目賃金が引き続きプラスとなつた一方で、エネルギー価格の上昇などから、前年比マイナス〇・二%となつております。

他方で、名目賃金を見ますと、賃上げについて、本年の春季労使交渉においても多くの企業で五年連続となるベースアップが行われ、その水準も大半で昨年を上回っております。また、パートで働く方々の時給は、統計開始以来、最高の水準となつてているなど、正規の方、非正規の方それぞれで所得環境の改善が進んでおります。

成長と分配の好循環の実現に向けて、今後とも、賃金の流れを確かなものにしてまいります。

雇用関係によらない働き方についてのお尋ねがありました。

厚生労働省としては、非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、働き方改革実行計画に基づき、いわゆるフリーランスなどの雇用類似の働き方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討していくこととしており、企業の下で働く個人を労働者保護の対象から外そうといった趣旨で検討を行つてゐるわけではありません。

現行でも、契約形態にかかわらず、労働者としての実態があれば労働関係法令に基づき保護を行つており、引き続き適切に対応してまいります。

〔國務大臣菅義偉君登壇、拍手〕
○國務大臣(菅義偉君) 国家戦略特区についてお尋ねがありました。

国家戦略特区のプロセスは、特区の指定、規制改革項目の追加、事業者の選定のいずれについても、民間有識者が主導する特区諮問会議やワーキンググループにおいて法令等にのっとって適正に行われるものであります。民間有識者も国家戦略特区のプロセスについて一点の曇りもないと述べられていましたと承知をしております。

いずれにしても、政府としては、国民の疑念を招くことがないよう、文書の正確性の確保に努め、丁寧に説明を尽くしてまいります。

革新的事業活動評価委員会についてのお尋ねがありました。

御指摘の革新的事業活動評価委員会は、主務大臣が事業者の実証計画を認定する際に、専門的で、また客観的な観点から、省庁横断的な評価を行ったために内閣府に設置する機関であります。

評価委員会の委員は、内閣総理大臣が専門家のみ任命することになり、公正で均衡の取れた構成となるようにするとともに、議事録を公開するなどにより透明性を確保します。このため、総理に権限が集中するとの御指摘は当たらないものと考えます。

個人情報保護委員会の独立性についてのお尋ねがございました。

革新的データ産業活用計画の認定における主務大臣から個人情報保護委員会への協議は、減税措置等の支援を講ずるに先立ち、その事業が万が一にも個人情報保護法の規律から逸脱することがないように、迅速に個人情報保護委員会に確認する手続であります。

この規定は、個人情報保護委員会の判断を法的に制約する内容は何らなく、同委員会は自らの権限を行使して判断することになります。したがつて、その独立性を脅かすようになるとの御指摘は當たらないものと考えます。(拍手)

○國務大臣(石井啓一君登壇、拍手)
○國務大臣(石井啓一君) ライドシェア及び白タク行為についてお尋ねがありました。

国土交通省といたしましては、自動車による旅客の運送において、安全、安心の確保が最も重要な課題と認識をしております。

自家用車を用いたいわゆるライドシェアや白タク行為は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。

国土交通省といたしましては、仮にこのような形態の旅客運送を有償で行うことを前提としたままで、また新技術等実証計画の申請があつた場合には、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えております。(拍手)

〔國務大臣野田聖子君登壇、拍手〕
○國務大臣(野田聖子君) 岩渕議員にお答えいたしました。

行政機関等が保有する個人データについてお尋ねがございました。

行政機関等が保有する個人データについてお尋ねがございました。

革新的データ産業活用計画の認定における主務大臣から個人情報保護委員会への協議は、減税措置等の支援を講ずるに先立ち、その事業が万が一にも個人情報保護法の規律から逸脱することがないように、迅速に個人情報保護委員会に確認する手続であります。

本法案では、規制緩和の重要要素として、プロジェクト型規制のサンドボックス制度を創設することになっています。この制度は、国家戦略特区に従うとともに、提供を受けた民間事業者は識別行為が禁止されるなど、個人情報の保護のための十分な規律が設けられており、御懸念は当たらぬものと認識しています。(拍手)

その加工は個人情報保護委員会規則が定める基準に従うとともに、提供を受けた民間事業者は識別行為が禁止されるなど、個人情報の保護のための十分な規律が設けられており、御懸念は当たらぬものと認識しています。(拍手)

国家戦略特区は、株式会社による農地の取得や獣医学部の新設のように、個別事業に関して規制緩和が進められています。しかし、新技術の実証となると分野や範囲が広範に及びますが、この取組の重点分野についてどのような方針をお持ちでいらっしゃるか。経産大臣にお伺いします。

私は、党を代表いたしまして、生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法の一部を改正する法律案について質問いたします。

近年の技術の進歩に伴い、スマートフォンやタブレットなどの情報端末を持ち歩くようになり、コミュニケーションや情報アクセスの容易化によって、社会生活が大きな変化を遂げています。職場においても様々な電子機器が活用されています。第四次産業革命と言われますが、日本が産業立国と呼ばれた二十世紀末頃と比べ、産業の国際競争力において日本のプレゼンスが大きく後退していると言わざるを得ません。

そのような中、政府が日本の産業競争力の強化に取り組むことは非常に重要です。しかし、大事なのは中身でございます。先進国に勝る政策であるか、成長著しいアジア地域の政策と比べて本当に日本が優位に立てる政策かどうか、私はその点を中心に質問していきます。

今はビッグデータの時代、技術開発を進める人材育成は非常に重要です。アメリカにはデータサイエンティストを養成する修士課程がある大学が七十以上もあります。しかし、日本では、データを扱う統計的手法は単に数学の一分野としかみなされておらず、データサイエンティストの育成は国際的には後れを取っています。

今後、ますますの需要が予想されるデータサイエンティストの養成に向け、国家戦略特区制度の

官 報 (号外)

活用などが重要な課題ではないかと思います。経産大臣、国際競争力の強化に向けた人材育成という観点から、政府の方針を御答弁願います。

本法案では、コネクテッド・インダストリーズにより、産業や組織を超えてデータを利活用するための基盤を整備することにより、生産性の向上につながるビジネスモデルの変革等を促して、高齢化や人口減少による人手不足やエネルギー制約などの現状の課題を解決し、産業競争力の強化により利益の向上を図るとしています。そして、政府は、その実現を受け取るのは、大企業ばかりではなく、むしろ中堅・中小企業だともうたっています。

しかし、現実問題として、これまでの様々な施策と同様に、国内の中小零細企業の多くは、新しい政策に関心があつても、自社で参画することは不可能だと諦めがちです。しかし、我が国の企業の九九・七%を占める中小零細企業を巻き込むことができなければ、全てが画餅に帰すことになりかねません。

そこで、中小零細企業が享受できるとしている

メソッドと、その参画をどのように促していくのか、経産大臣、その具体的な政策をお答えいただきたいと思います。

中小企業による新事業活動への取組の支援のために、平成二十八年に中小企業等経営強化法が制定されました。これは、経営力向上計画を作成し、認定を受けた中小企業に対し、固定資産税の減税措置や中小企業経営強化税制による税制面での支援や、資金繰りの金融支援を措置する制度であり、平成三十年一月三十一日時点で四万六千三百五十一件の経営力計画が認定されております。

活用などが重要な課題ではないかと思います。経産大臣、国際競争力の強化に向けた人材育成という観点から、政府の方針を御答弁願います。

本法案では、コネクテッド・インダストリーズにより、産業や組織を超えてデータを利活用するための基盤を整備することにより、生産性の向上につながるビジネスモデルの変革等を促して、高齢化や人口減少による人手不足やエネルギー制約などの現状の課題を解決し、産業競争力の強化により利益の向上を図るとしています。そして、政府は、その実現を受け取るのは、大企業ばかりではなく、むしろ中堅・中小企業だともうたっています。

しかし、現実問題として、これまでの様々な施策と同様に、国内の中小零細企業の多くは、新しい政策に関心があつても、自社で参画することは不可能だと諦めがちです。しかし、我が国の企業の九九・七%を占める中小零細企業を巻き込むことができなければ、全てが画餅に帰すことになりかねません。

そこで、中小零細企業が享受できるとしている

メソッドと、その参画をどのように促していくのか、経産大臣、その具体的な政策をお答えいただきたいと思います。

中小企業による新事業活動への取組の支援のために、平成二十八年に中小企業等経営強化法が制定されました。これは、経営力向上計画を作成し、認定を受けた中小企業に対し、固定資産税の減税措置や中小企業経営強化税制による税制面での支援や、資金繰りの金融支援を措置する制度であり、平成三十年一月三十一日時点で四万六千三百五十一件の経営力計画が認定されております。

活用などが重要な課題ではないかと思います。経産大臣、国際競争力の強化に向けた人材育成という観点から、政府の方針を御答弁願います。

本法案では、中小企業の先端設備導入を促進する

ため、先端設備等導入計画を市町村に提出し

て認定を受けることにより、中小企業保険の保証

枠の別枠追加措置や地方税法に基づく固定資産税

の減免措置を受けることができるときとされておりま

す。この仕組みは、中小企業等経営強化法の仕組

みと極めて類似性が高いものです。

中小企業等経営強化法から二年、中小企業の生

産性の実際にどのように向上したのか、どのように

評価されているか、経産大臣にお伺いいたしま

す。

また、本法案で新しい仕組みを導入すること

で、どのような相乗効果を見込んでいたのでしょ

うか、併せてお答えいただきたいと思います。

創業関心者が少ないという課題に対し、課題

解消に向けて市町村が策定する創業支援事業計画

の対象に、創業に向けた普及啓発の取組が追加さ

れることになります。

昨年度の中小企業白書では、起業希望者数、起

業準備者数、一九九七年以降減少傾向にあること

や、少子高齢化の影響により、起業家、起業準備

者、起業希望者の平均年齢が年々上昇傾向にある

ことが報告されています。また、我が国の起業

意識の水準は、欧米諸国と比べて低く推移する一

方で、起業関心者に限定すると、起業準備を行う

割合は相対的に高いという結果が出ております。

そこで、経産大臣に質問いたします。

スタートアップ資金調達の難しさや起業に対する

社会的評価が高くなっている現状を踏まえ、起業を啓

発し、起業希望者を増やす取組の中で、効果を測

るためにどのような定量的な目標を設定している

のでしょうか。

株式会社産業革新機構、産業活力の再生と産業

活動の革新のためにつくられた会社です。しか

し、事業実績を見ると、半導体大手であるルネサ

スエレクトロニクスのような大企業が持て余した

産業分野の案件を立て直すことで利益を生み出

す。ベンチャー投資の失敗の穴埋めをしているの

が現状であります。

経産大臣に質問します。

株式会社産業革新機構のベンチャー投資案件に

ついて、何件の投資実績があり、そのうち何件の

成功事例がありますか。そして、この実績は海外

のベンチャーキャピタルと比較して良い実績とお

考えでしようか、お答えいただきたいと思いま

す。

また、本法案では、この機構は株式会社産業革

新投資機構と名前を変え、投資重視に方向転換す

ることになりますが、これまでの実績を踏まえて

どのように機構改編を行なうのでしょうか、併せて

御答弁をお願いいたします。

日本維新の会は、規制緩和による産業づくりを

主張してまいりました。これからも魅力ある国づ

くりのために努力していくことをお約束し、私が

らの質問といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(世耕弘成君) 石井議員にお答えいた

します。

革新的事業活動の推進に関する成果の評価につ

いてお尋ねがありました。

新しい経済政策パッケージにおいては、生産性

革命に関し、我が国の生産性を二〇一五年までの

五年間の平均値である〇・九%の伸びから倍増さ

せ、年一二%に向上させるなどの目標を掲げていま

す。

この目標の達成に向け、生産性向上特別措置法

案に基づき政府が策定する革新的事業活動実行計

画において、各施策の目標を設定し、毎年度そ

の進捗評価と必要な見直しを行なうこととしていま

す。

御指摘も踏まえ、二法案における主な施策に關

しては指標を設定して、例えばダッシュボードの

ような形で進捗状況をチェックしていくことで成

果を評価していただきたいと考えております。

規制のサンドボックスの重点分野についてお尋

ねがありました。

第四次産業革命が進展する中、様々な分野でI

OTや人工知能を活用した新たな技術やビジネス

モデルの社会実装による構造変化が起きております。

このため、規制のサンドボックスである新技術

等実証制度においては、特定の分野に限定せず、

モードルの社会実装による構造変化が起きております。

第四次産業革命の新技术やビジネスモデルの実用

化に向けた社会実証を広く制度の対象として、日

本のイノベーションの社会実装を進めてまいります。

データサイエンティスト育成についてお尋ねが

ありました。

経産省では、データサイエンティストを始め、

AIやIOTに携わる先端IT人材が平成三十二

年に約四・八万人不足すると試算しています。

こうしたIT人材の不足に対応するため、平成

二十九年四月に、ITスキル標準を策定しました。

IT人材に必要な実務能力を明確化、体系化

することで、民間ベースでの人材育成を促進する

環境を整備しています。

さらに、社会人の学び直しを促進する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を創設し、今年一月に第一回の認定として、A.I.やデータサイエンス、製造業におけるI.T.利活用など二十三講座を認定しました。

こうした取組を通じて、関係省庁とも連携しながら、データサイエンティストを始めとしたIT人材の確保を推進してまいります。

なお、議員御指摘の国家戦略特区制度の活用については、要望が出された場合には、制度の趣旨も踏まえつつ、関係省庁と連携して対応してまいります。

中小企業の生産性向上支援策についてお尋ねがありました。

中小企業等経営強化法では、事業分野ごとに主務大臣が策定する指針に基づき、業種の特性も踏まえながら中小企業の経営力の向上を図ることとしております。

二月末時点で、経営力向上計画について認定を受けた約四万九千者の中小企業のうち、計画に基づく新規の設備投資は約三万四千者、約一・八兆円になると推計されます。

昨年十月に行った調査では、固定資産税の二分の一特例を活用した企業の約七五%が固定資産税軽減を受けることにより新たな設備投資を行うことができたと回答しており、現行の制度は、新たな設備投資を後押しして中小企業の生産性向上を促し、収益向上に貢献していると評価しています。

今回の法案では、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業に対して、自治体の判断により固定資産税の特例をゼロとする新たな制度の下、市

町村が自ら基本計画を策定し、地域の実情も踏まえつつ設備投資を促進していくこととなります。二つの法律に基づく措置を通じ、業種と地域のそれぞれの実情を踏まえた中小企業の生産性向上が図られるよう、しっかりと支援してまいります。

起業希望者を増やす取組の目標についてお尋ねがありました。

平成二十五年の日本再興戦略の策定以降、開業率一〇%を長期的な目標として掲げ、さらに、平成二十七年の日本再興戦略では、開業率の補助指標として、起業者起業予定者の割合を示す起業活動指数を今後十年間で倍増させるという目標を設定しています。

これらの目標を早期に実現するため、起業家教育や日本ベンチャー大賞の開催などを通じた社会の意識改革、金融、税制や補助金による資金面での支援などの施策を講じてまいりました。

さらに、今回の産業競争力強化法の改正では、市町村などによる創業普及啓発の取組を新たに支援することとしております。

産革機構のベンチャー投資の実績と改編についてお尋ねがありました。

産革機構のベンチャー投資については、一月末までに三百二十二件の支援を決定しました。二十八件の株式を売却し、六件で収益を上げました。収支は八十五億円の赤字で、投資額の〇・九倍の回収となっています。

米国代表的なベンチャーキャピタルでは、長期的におおむね年率一〇%程度のリターンを確保しています。産革機構のベンチャー投資は、民間で取りにくいうリスクを取つてることを踏まえれ

ばやむを得ない面もありますが、一つでも成功事例を増やしていくことが重要です。

このため、今回の産業競争力強化法の改正では、投資機能の強化に向け、成果主義と事後評価の徹底など、投資に適する形で組織改編も含めたガバナンスを強化をいたします。

今後とも、ベンチャー投資に注力し、バリューアップなどを通じ、成功事例を創出すべく、経産省としても適切に指導してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 少々お待ちください。

これにて質疑は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長竹谷とし子君。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

○議長(伊達忠一君) 本法律案に対する賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 聞もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(伊達忠一君) 投票結果を報告申上げます。

○議長(伊達忠一君) 一票一百三十二賛成 二百三十二反対

よつて、本法律案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

委員会におきましては、衆議院総務委員長古屋

範子君から趣旨説明を聴取した後、立法府の意思を踏まえ住民の合意を得て延長発行期間内に事業が完了するよう行政が取り組む必要性、自治体への注意喚起及び問題点の把握等総務省が講すべき対策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

(号外)

○議長(伊達忠一君) 日程第一 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外八名発議)

日程第三 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(上野通子君外九名発議)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長高階恵美子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高階恵美子君登壇、拍手〕

○高階恵美子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図るうとするものであります。

次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は、国際文化交流の振興を図る上で、我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、障害者の文化芸術活動に対する支援の在り方、芸術家の自主性や表現の自由を尊重する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は全会一致をもつて、國際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は全会一致を

文化芸術活動の推進に関する法律案は全会一致をもつて、國際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案の採決をいたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長野田国義君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[野田国義君登壇、拍手]

○野田国義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進することも地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市計画協力団体の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、都市のスボンジ化対策の在り方、都市計画行政における国と地方自治体等の役割と取組、まちづくりに資する人材の育成等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三
二百十五

十八

賛成

反対
よって、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	郡司	伊達忠一君	彰君
清水 貴之君	高木かおり君	新妻秀規君	竹内真二君	伊藤孝江君	熊野正士君
高瀬弘美君	小野田紀美君	三浦信祐君	里見大介君	片山隆治君	小川克巳君
牧野たかお君	渡辺猛之君	赤池政人君	大家敏志君	大野泰正君	島村大君
平野達男君	藤川政人君	末松信介君	渡辺誠章君	北村経夫君	島田三郎君
木戸口英司君	山本太郎君	佐藤正久君	中西健治君	太田房江君	高野光二郎君
			三原じゅん子君	和田政宗君	高野光二郎君
			長谷川岳君	島田三郎君	島田三郎君

佐々木さやか君	河野義博君
宮崎勝君	石田昌宏君
藤巻健史君	秋野公造君
杉久武君	石川博崇君
竹谷とし子君	儀間光男君
石井正弘君	井原巧君
浅田均君	谷合正明君
横山信一君	若松謙維君
矢倉克夫君	山口浩之君
水落敏栄君	松川るい君
片山虎之助君	宮島喜文君
室井邦彦君	吉田博美君
山本香苗君	元榮太一郎君
西田実仁君	武見敬三君
魚住裕一郎君	山谷えり子君
上月良祐君	藤井基之君
長峯誠君	山本一大君
山下雄平君	岡田直樹君
こやり隆史君	藤井修路君
進藤金日子君	山田和之君
中西哲君	岡田和也君
朝日健太郎君	松川和也君
足立敏之君	吉田和也君
古賀友一郎君	吉田和也君
足立敏之君	吉田和也君
太田房江君	吉田和也君
和田繁晴君	吉田和也君
和田政宗君	吉田和也君
島村仁彦君	吉田和也君
岩井茂樹君	吉田和也君
磯崎仁彦君	吉田和也君
青木一彦君	吉田和也君
上野通子君	吉田和也君
西田昌司君	吉田和也君
野村哲郎君	吉田和也君
福岡資磨君	吉田和也君
橋本聖子君	吉田和也君
宮沢洋一君	吉田和也君
有村治子君	吉田和也君
鶴保庸介君	吉田和也君
木村義雄君	吉田和也君

片山さつき君	石井準一君
松村祥史君	山本順三君
松山政司君	世耕弘成君
林芳正君	衛藤晟一君
藤井基之君	山谷えり子君
山本一大君	武見敬三君
岡田直樹君	吉田博美君
山田修路君	元榮太一郎君
山口和之君	平山佐知子君
伊波洋一君	松川るい君
藤木真也君	宮島喜文君
渡辺喜美君	吉田博美君
糸数慶子君	元榮太一郎君
山田宏君	渡辺美知太郎君
井上義行君	そのだ修光君
滝波宏文君	阿達雅志君
堂故茂君	滝沢求君
渡邊美樹君	柘植芳文君
中泉松司君	豊田俊郎君
淹波宏文君	二之湯武史君
羽生田俊君	高階恵美子君
中西祐介君	宇都隆史君
渡邊茂樹君	岩井茂樹君
磯崎仁彦君	石井浩郎君
青木一彦君	関口昌一君
上野通子君	塚田一郎君
西田昌司君	松下新平君
野村哲郎君	猪口邦子君
福岡資磨君	岡田広君
橋本聖子君	金子原二郎君
宮沢洋一君	柳本卓治君
有村治子君	萬葉寺みちよ君
鶴保庸介君	山本太郎君

片山さつき君	石井準一君
松村祥史君	山本順三君
松山政司君	世耕弘成君
林芳正君	衛藤晟一君
藤井基之君	山谷えり子君
山本一大君	武見敬三君
岡田直樹君	吉田博美君
山田修路君	元榮太一郎君
山口和之君	平山佐知子君
伊波洋一君	松川るい君
藤木真也君	宮島喜文君
渡辺喜美君	吉田博美君
糸数慶子君	元榮太一郎君
山田宏君	渡辺美知太郎君
井上義行君	そのだ修光君
滝波宏文君	阿達雅志君
堂故茂君	滝沢求君
渡邊美樹君	柘植芳文君
中泉松司君	豊田俊郎君
淹波宏文君	二之湯武史君
羽生田俊君	高階恵美子君
中西祐介君	宇都隆史君
渡邊茂樹君	岩井茂樹君
磯崎仁彦君	石井浩郎君
青木一彦君	関口昌一君
上野通子君	塚田一郎君
西田昌司君	松下新平君
野村哲郎君	猪口邦子君
福岡資磨君	岡田広君
橋本聖子君	金子原二郎君
宮沢洋一君	柳本卓治君
有村治子君	萬葉寺みちよ君
鶴保庸介君	山本太郎君

片山さつき君	石井準一君
松村祥史君	山本順三君
松山政司君	世耕弘成君
林芳正君	衛藤晟一君
藤井基之君	山谷えり子君
山本一大君	武見敬三君
岡田直樹君	吉田博美君
山田修路君	元榮太一郎君
山口和之君	平山佐知子君
伊波洋一君	松川るい君
藤木真也君	宮島喜文君
渡辺喜美君	吉田博美君
糸数慶子君	元榮太一郎君
山田宏君	渡辺美知太郎君
井上義行君	そのだ修光君
滝波宏文君	阿達雅志君
堂故茂君	滝沢求君
渡邊美樹君	柘植芳文君
中泉松司君	豊田俊郎君
淹波宏文君	二之湯武史君
羽生田俊君	高階恵美子君
中西祐介君	宇都隆史君
渡邊茂樹君	岩井茂樹君
磯崎仁彦君	石井浩郎君
青木一彦君	関口昌一君
上野通子君	塚田一郎君
西田昌司君	松下新平君
野村哲郎君	猪口邦子君
福岡資磨君	岡田広君
橋本聖子君	金子原二郎君
宮沢洋一君	柳本卓治君
有村治子君	萬葉寺みちよ君
鶴保庸介君	山本太郎君

官報(号外)

平成三十年四月十八日 参議院会議録第十五号

議長の報告事項

相原久美子君	牧山ひろえ君	森本真治君	大野元裕君	風間直樹君	倉林明子君	大島九州男君	蓮舫君
中川嘉隆君	吉良よし子君	川谷孝典君	岩瀬友君	河野俊雄君	森本良介君	片山大介君	川合孝典君
吉川沙織君	河野通宏君	森本武田君	石橋龍平君	川田通宏君	森本有田君	大野東君	川合足立君
吉川直樹君	吉川元裕君	森本真治君	川田龍平君	川田風間君	川田風間君	川合徳一君	川合孝典君
吉川直樹君	吉川元裕君	森本真治君	川田龍平君	川田風間君	川田風間君	川合徳一君	川合孝典君
小西洋之君	丸山和也君	丸山喜史君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君
森まさこ君	小林正夫君	小林正昭君	山田忠義君	山下芳生君	山下芳生君	小川哲郎君	小川哲郎君
小池晃君	白眞勲君	白眞勲君	市田穎士君	鉢呂吉雄君	鉢呂吉雄君	神本美恵子君	神本美恵子君
浜野喜史君	吉川俊治君	吉川俊治君	鈴木幸久君	井上聰平君	井上聰平君	芝博一君	芝博一君
馬場成志君	佐藤信秋君	佐藤信秋君	大門実紀史君	紙智子君	紙智子君	辰巳孝太郎君	辰巳孝太郎君
宮本周司君	中野正志君	中野正志君	那谷屋正義君	藤田幸久君	藤田幸久君	東徹君	東徹君
福島みづほ君	尾辻秀久君	尾辻秀久君	羽田雄一郎君	柳田穎士君	柳田穎士君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
三木亨君	大塚耕平君	大塚耕平君	小川敏夫君	市田忠義君	市田忠義君	片山大介君	片山大介君
山田俊男君	櫻井充君	櫻井充君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	補欠	補欠
舟山康江君	矢田わか子君	矢田わか子君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
山添拓君	浜口誠君	浜口誠君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
江崎秀哉君	有田芳生君	有田芳生君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
宮澤由佳君	石上武田君	石上武田君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
伊藤輝彦君	増子耀彦君	伊藤輝彦君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
杉尾正昭君	白眞勲君	杉尾正昭君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
山崎弘文君	小林正夫君	山崎弘文君	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
(内閣官房長官)	国土交通大臣	厚生労働大臣	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
國務大臣	文部科学大臣	經濟産業大臣	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
副大臣	法務大臣	法務大臣	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
經濟産業副大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
副大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣	柳田勝也君	柳田勝也君	柳田勝也君	吉良よしこ君	吉良よしこ君
議長の報告事項	辞职						
財政金融委員会	足立	足立	足立	足立	足立	東	東
厚生労働委員会	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	徳一	徳一
消費者問題に関する特別委員会	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	徳一	徳一
災害対策特別委員会	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	徳一	徳一
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。							

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

同日本院は、衆議院送付の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案

			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	消費者問題に関する特別委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教科学委員会に付託した。
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外八名発議) (参考第七号)
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(上野通子君外九名発議) (参考第八号)
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	東日本大震災に伴つ合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)
			内閣委員 辞任	藤木 繁晴君 青山 繁晴君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
			総務委員 辞任	山東 昭子君 青山 繁晴君	医療法及び医師法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)
			補欠	藤木 真也君 行田 邦子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。
			補欠	山本 順三君 中山 恭子君	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)
			議院運営委員 辞任	古賀 之士君 相原久美子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			行政監視委員 辞任	福岡 資磨君 小野田紀美君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			補欠	吉田 博美君 小野田紀美君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			財政金融委員 辞任	松川 るい君 福岡 資磨君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			文教科学委員 辞任	宮本 周司君 田名部匡代君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			厚生労働委員 辞任	櫻井 充君 櫻井 充君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			補欠	櫻井 充君 櫻井 充君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			補欠	朝日健太郎君 太田 房江君	タクシーを始めとする旅客運送をめぐる諸課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七〇号)
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	レンタカーを利用する旅行者に運転手を手配する「ドライバーマッチングサービス」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七一号)
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	生活窮著者の住まいにおける防火対策等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七二号)
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			農林水産委員 辞任	朝日健太郎君 太田 房江君	内閣委員 辞任
			経済産業委員 辞任	藤木 真也君 田名部匡代君	内閣委員 辞任
			国土交通委員 辞任	青山 繁晴君 山東 昭子君	内閣委員 辞任
			予算委員 辞任	吉田 博美君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			決算委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松下 新平君	内閣委員 辞任
			内閣委員 辞任	吉良よし子君 辰巳孝太郎君	内閣委員 辞任
			総務委員 辞任	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任
			補欠	藤木 真也君 松川 るい君	内閣委員 辞任

官 報 (号外)

農林水産委員	辞任	補欠
山本 順三君	藤木 真也君	
櫻井 充君	宮沢 由佳君	
経済産業委員		
辞任		
伊藤 孝恵君		
浜野 喜史君		
国土交通委員		
田名部匡代君		
小林 正夫君		
足立 敏之君	石井 準一君	補欠
松川 るい君	吉田 博美君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	東日本大震災復興特別委員	
辞任	補欠	
杉尾 秀哉君	伊藤 孝恵君	
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国際経済・外交に関する調査会委員	
辞任	補欠	
小川 克巳君	浜口 誠君	
豊田 俊郎君	高野光二郎君	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	古物営業法の一部を改正する法律案	
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)	同日委員長から次の報告書が提出された。	
著作権法の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案	

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトニア共和国との間の条約の締結について承認を求める件(閣法第五号)	ストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエトロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	同日内閣から次の答弁書を受領した。	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書
参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する答弁書(第六一号)	参議院議員川田龍平君提出闇病中の高校生の学びの支援に関する質問に対する答弁書(第六二号)	参議院議員川田龍平君提出闇病中の高校生の学びの支援に関する質問に対する答弁書(第六二号)
生産性向上特別措置法案(閣法第二一号)	アルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)	アルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)
産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外八名登議)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(上野通子君外九名登議)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(上野通子君外九名登議)
国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(小野泰正君外八名登議)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
国民生活・経済に関する調査会委員	同日議長においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	同日議長においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
辞任	補欠	補欠
杉尾 秀哉君	浜口 誠君	
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国際経済・外交に関する調査会委員	
辞任	補欠	
小川 克巳君	浜口 誠君	
豊田 俊郎君	高野光二郎君	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	古物営業法の一部を改正する法律案	
電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)	同日委員長から次の報告書が提出された。	
著作権法の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書	
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第七号)審査報告書	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(参第七号)審査報告書	

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(参第八号)審査報告書	審査報告書
人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書	人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書
参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する答弁書(第六一号)	参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する答弁書(第六一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員伊達忠一殿	参議院議員伊達忠一殿
総務委員長 竹谷とし子	総務委員長 竹谷とし子
参議院議員伊達忠一殿	参議院議員伊達忠一殿
要領書	要領書
一、委員会の決定の理由	一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起ことができる期間を延長しようとするものであり、妥当な措置と認められる。	本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起ことができる期間を延長しようとするものであり、妥当な措置と認められる。
なお、別紙の附帯決議を行つた。	なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用	二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。	本法施行のため、別に費用を要しない。
附帯決議	附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。	政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一體感を早期に醸成するため設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。	一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一體感を早期に醸成するため設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年四月十七日	平成三十年四月十七日
参議院議員伊達忠一殿	参議院議員伊達忠一殿
要領書	要領書
一、委員会の決定の理由	一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起ことができる期間を延長しようとするものであり、妥当な措置と認められる。	本法律案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起ことができる期間を延長しようとするものであり、妥当な措置と認められる。
なお、別紙の附帯決議を行つた。	なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用	二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。	本法施行のため、別に費用を要しない。
附帯決議	附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。	政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一體感を早期に醸成するため設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。	一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一體感を早期に醸成するため設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

いて、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一項を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年四月十二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一項を改正する法律

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

題名中「東日本大震災」の下に「等」を加える。

第二条中「十五年度」を「二十年度」に、「二十年度」を「二十五年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年四月十七日

文教科学委員長 高階恵美子

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ること、障害者による文化芸術活動の推進に関する施設を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認めること。

なお、別紙の附帯決議を行った。

四、障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

右の議案を発議する。

平成三十年四月十六日

発議者

大野 泰正

福岡 資廣

神本 美恵子

山本 博司

佐々木さやか

高木かおり

川田 龍平

木戸口 英司

松沢 成文

賛成者

石井 浩郎

今井絵理子

小野田紀美

中野 正志

大島九州男

羽田雄一郎

宮沢 由佳

三浦 信祐

薬師寺みちよ

藤末 健三

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。

二、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るため、著作権制度等について所要の検討を行うこと。

三、この法律で定める施設を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようになるとともに、その評価によつて判断や差別が生ずることのないよう十分留意する

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること、障害者による文化芸術活動の推進に関する施設を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認めること。

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

目次

法律

第一章 総則(第一条～第六条)

第二章 基本計画等(第七条～第八条)

第三章 基本的施策(第九条～第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十

評価を受けており、その中心となつてゐるもの

のが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が豊かに暮らすことのできる住まいの地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施

策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施

合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に關する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害

者による文化芸術活動の推進に関する施

策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に關し政

府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による

文化芸術活動の推進に関する施

つ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施

つについては、原則として、当該施策の具体的な目

標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画

を定めようとするときは、あらかじめ、経済産

業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなけ

ればならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画

を定めたときは、遅滞なく、これをインターネット

ネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(文化芸術の創作の機会の拡大)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十二条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他の必要な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これららの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第三章 基本的施策)

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に關する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの

障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他他の関係者からの相談に的確に応じるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第1項の評価を担う専門家、前条の相談に応じる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るために、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために連絡調整を行ふものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に關し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行ふに際しては、その意見を聽くものとする。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 (文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。
附則第三条第五号を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要なことに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する

とともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資するため、国際文化交流の祭典の実施の推進に關し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにす

るとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

二、法律
国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法

目次

第一章 総則(第一条～第六条)

第二章 基本計画(第七条)

第三章 基本的施策

第四章 國の施策(第八条～第十八条)

第五章 地方公共団体の施策(第十九条)

第六章 國際文化交流の祭典推進会議(第二十一条)

第七章 附則

第一章 総則(目的)

第一条

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図ることで我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に關し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するため必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施に關する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

羽田雄一郎

山本博司

三浦信祐

木戸口英司

東江崎孝徳

行田邦子

薬師寺みちよ

大島九州男

熊野正士

橋本聖子

中曾根弘文

石井浩郎

小野田紀美

川田龍平

佐々木さやか

大野泰正

神本美恵子

高木かおり

上野通子

中山恭子

福島みづほ

松沢成文

伊達忠一殿

参議院議長 伊達忠一殿

文教科学委員長 高階恵美子

審査報告書
国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案
登記者 上野通子
登記者 山田宏
登記者 佐々木さやか
登記者 福島みづほ
登記者 中山恭子
登記者 高木かおり
登記者 大野泰正
登記者 神本美恵子
登記者 川田龍平
登記者 松沢成文
賛成者 石井浩郎
賛成者 小野田紀美
賛成者 中野正志

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成三十年四月十七日

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」

とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 國際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。

二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。

三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようとすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようとするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようとするこど。

四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。

五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策

との有機的な連携が図られるようにする」

と。

(国の責務)

国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、第三条の基本理念にのつとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に關し、國との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

第六条

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という)を定めなければならない。

第七条

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という)を定めなければならない。

第八条

政府は、大規模祭典(第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十一条までにおいて同じ。)の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行なう施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができるべき体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

一 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

二 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

い。

文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

六

文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

七

前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

八

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第九条

国は、大規模祭典(第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十一条までにおいて同じ。)の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行なう施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができるべき体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

第十条

国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に關し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

(情報の収集等)

第十三条

国は、国際文化交流の祭典に關する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することができる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

九

国は、大規模祭典について、來訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外國語によるものと含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

十

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。
(ボランティア活動への参加の促進等)

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るために、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年四月十七日

法務委員長 石川 博崇

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、人事訴訟法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

(人事訴訟法の一部改正)

目次中「第一款 管轄(第四条第一項)」の

一部を次のように改正する。

目次中「第一款 管轄(第四条第一項)」の

一部を次のように改正する。

「第一款 管轄(第四条第一項)」の

第三款 参与員(第九条第一項)

二一第三条の五)に改める。

第一章第二節中第二款を第三款とする。

第六条中「(平成二十三年法律第五十二号)」を削る。

第一款として次の二款を加える。

第一款 日本の裁判所の管轄権

(人事に関する訴えの管轄権)
第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであつて、当該当事者の住所(住所がない場合は又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所が日本国内にあるとき。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他的一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき(その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む)。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないとき

その他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(関連請求の併合による管轄権)
第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求(当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る)とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

(子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権)
第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同様の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有す

る。

裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又

は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第三条の十二各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合において、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。第十八条に次の二項を加える。

2 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求と同一の場合には、原告は、変更後的人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、前項の規定により、請求を変更することができる。

3 日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、被告は、それぞれ当該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。

一 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係につ

いての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求 既に日本に裁判所に当該人事訴訟が係属する場合

第二十九条第一項中「第一編第二章第一節」を

「第三条の二から第三条の十まで」に改める。

第三十条の見出しを「保全命令事件の管轄の特例」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「民事保全法」の下に「平成元年法律第九十一号」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 通則(第一条―第三条)」を「第一章 通則(第一条―第三条)」、「第二章 日本の裁判所の管轄権(第三条の二―第三条の十五)」に改める。

第一編第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 日本の裁判所の管轄権

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。)について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権)

第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件(別表第一の五十七の項の事項につ

いての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 日本において失踪の宣告の審判があつたとき。

二 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本国籍を有するとき。

三 失踪者が生存していと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

(嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権)

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。)について、管轄権を有する。

(特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権)

第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件(別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

(養親又は養子の死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

(養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権)

第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件(別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。)及び特別養子縁組の成立の審判事件(同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条第一項及び第二項において同じ。)について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

一 養親の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあつて、養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあつて、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあつて、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

四 日本国内に住所がある養子からの申立て

は、管轄権を有する。

(死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権)

第三条の六 裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件(別表第一の六十二の項の事項について同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件(別表第一の六十二の項の事項について同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

二 条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあつて、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 養親又は養子が日本の国籍を有するとき。

三 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

四 日本国内に住所がある養子からの申立て

であつて、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

五 日本国に住所がある養子からの申立てであつて、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(親権に関する審判事件等の管轄権)

第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十七条において同じ。）子の監護に関する処分の審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第四号及び第一百五十二条において同じ。）子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件（除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十一の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十二条第一項第二号及び第三項において同じ。）について、子の住所（住所がない場合は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。（相続に関する審判事件の管轄権）

第三条の九 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十二の項並びに別表第二の十一の項

第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。）において同じ。又は未成年後見人の選任の審判事件（同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。同条第二号において同じ。）所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人（以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所有するときは、管轄権を有する。

（夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件にあっては、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）について、扶養義務者（別表第一の八十四の項の事項についての審判事件にあつては、扶養義務者となるべき者）であつて申立て人が日本国内に有する）の申立てがあつた場合における前項の規定の適用については、同項中「相続開始の時における被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とする。

3 裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項において同じ。）、相続財産の保存又は

から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合は被相続人が相続開始の前に日本国内に有するとき、居所がない場合は被相続人が相続開始の前に日本国内に有するとき、居所が相続開始の前に日本国内に有していなかった後に外国に住所を有していなかったときを除く。）は、管轄権を有する。

2 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件（別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十八条第一項及び第一百八十九条第一項において同じ。）、遺言の確認の審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九条第二項において同じ。）又は遺留分の放棄についての許可の審判事件（同表の百十の項の事項についての審判事件をいう。第二百十六条第一項第二号において同じ。）の申立てがあつた場合における前項の規定の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第一百九十二条第一項において同じ。）の申立てをする

ことができるかについて定めることができる。

5 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

（財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権）

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第五号において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立て

であつて、他の一方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

一 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日本の国籍を有するとき。

三 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

四 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(家事調停事件の管轄権)

第三条の十三 裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

二 相手方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをできる旨の合意をしたとき。

民事訴訟法第二条の七第一項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

3 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第二条に規定する人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件については、第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(特別の事情による申立ての却下)

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立て人と相手方との間の平衡を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

(管轄権の標準時)

第三条の十五 日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

第十八条ただし書中「(平成十五年法律第百九号)」を削る。

第九条第五項中「(平成八年法律第百九号)」を削る。

第七十九条の次に次の二条を加える。
 (外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力)

第七十九条の二 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第百十八条の規定を準用する。

第一百四十五条中「(別表第一の五十五の項についての審判事件をいう。)」を削る。

第一百四十九条第一項中「(別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第一百五十四条中「(別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。次条第二号において同じ。)」を削り、同条第五号中「(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第一百五十九条第一項中「(別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第一百六十二条第一項中「(別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第一百六十二条第一項中「(別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第一百八十九条第一項中「(別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第一百九十五条第一項中「(別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)」を削る。

第二百一十条第一項中「(別表第一の九十の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第二百二一条第一項第二号中「(別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第二百二十二条第一項中「(別表第一の九十九の項において同じ。)」を削る。

第六十九の項まで並びに別表第一の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

第一百六十五条第一項中「(別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。次項及び第三条第五項において同じ。)」を削る。

第二百三一条第一号中「(別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第三条第五項において同じ。)」を削る。

二百八条において同じ。」を削る。

第二百九条第二項中「別表第一の百二の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

第二百十六条第一項第二号中「別表第一の百十の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

第二百四十二条第一項第二号中「別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。」を削る。

別表第一中「第三十九条」を「第三条の二—第三条の十一、第三十九条」に、「第一百四十五条、第一百四十八条—第一百五十条、第一百五十九条—第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条」を「第一百四十八条、第一百五十条、第一百六十条」に改め、「第一百八十八条、第一百八十九条」を削る。

第三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号中「の判決」の下に「(家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。)」を加える。

第二十四条第一項中「が管轄し」を「(家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。)が管轄し」に改め、同条第三項中「第百八十八条各号」の下に「(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二条)第七十九条の二)」を削る。

(民事執行法の一部改正)

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する。

場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

4 この法律の施行の際現に係属している人事訴訟を本案とする保全命令事件の管轄については、新人事訴訟法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の家事事件手続法(以下この条において「新家事事件手続法」という。)第三条の二から第三条の十まで、第三条の十一第一項から第三項まで、第三条の十二第一項第一号及び第二号に係る部分に限る)及び第三項(同条第一項第二号に係る部分に限る)、第三条の十四並びに第三条の十五の規定は、この法律の施行の際現に係属している家事事件の日本の裁判所の管轄権については、適用しない。

4 この法律の施行の際現に係属している外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判断を求める訴えに係る訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 船舶油濁損害賠償保障法の一部改正

2 この法律の施行の際現に係属している外國裁判所の家事事件における裁判についての執行判断を求める訴えに係る訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 第十二条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に改め、「第一百八十八条各号」の下に「(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二条)第七十九条の二)において準用する場合を含む。」を、「船舶油濁損害賠償保障法」の下に「(昭和五十年法律第九十五号)」を加える。

7 第十二条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に改め、「第一百八十八条各号」の下に「(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二条)第七十九条の二)において準用する場合を含む。」を、「船舶油濁損害賠償保障法」の下に「(昭和五十年法律第九十五号)」を加える。

8 新家事事件手続法第三条の十一第四項及び第五項の規定は、この法律の施行前にした特定の国(裁判所)に同条第四項に規定する審判事件の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

9 新家事事件手続法第三条の十三第一項(第三号に係る部分に限る)、第二項及び第三項(同条第一項第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前にした日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

10 新家事事件手続法第七十九条の二の規定は、この法律の施行前に確定した外國裁判所の家事事件における裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、適用しない。

11 新家事事件手続法第七十九条の二の規定は、この法律の施行前に確定した外國裁判所の家事事件における裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、適用しない。

12 新人事訴訟法第十八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前にした請求の変更及び反訴の提起については、適用しない。

13 この法律の施行の際現に係属している人事訴訟についての民事訴訟法(平成八年法律第九号)の日本の裁判所の管轄権の規定の適用除外

14 第四条 この法律の施行前に申し立てられた民事

執行の事件については、第三条の規定による改

正後の民事執行法(次項において「新民事執行法」という。)第二十二条第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

15 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

2

16 1 本法律案は、委員会の決定の理由

2 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

3 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

4 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

5 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

6 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

7 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

8 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

9 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

10 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

11

12 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

13 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

14 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

15 本法律案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市

16

の大きい用途の施設の集積の状況、当該施設

の周辺における道路の交通の状況、公共交通機関の利用の状況その他の事情を勘案し、一般駐車施設、駐車施設、駐車場法(昭和三十二年法律第一百六号)第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下同じ。)のうち人の運送の用に供する自動車の駐車を主たる目的とするものをいう。)、荷さばき駐車施設(駐車施設のうち貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものをいう。)その他の駐車施設の種類ごとに駐車施設を適切な位置及び規模で配置することが当該都市再生緊急整備地域の都市機能の増進を図るために必要であると認めるときは、地域整備方針に基づき駐車施設の種類ごとの配置に関する計画(以下「都市再生駐車施設配置計画」という。)を作成することができる。

2 都市再生駐車施設配置計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生駐車施設配置計画の区域(以下この節において「計画区域」という。)

二 駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項に規定する者が設けるべき駐車施設の種類並びに当該種類ごとの駐車施設の位置及び規模に関する事項

3 都市再生駐車施設配置計画においては、前項第二号の駐車施設の位置については計画区域における安全かつ円滑な交通が確保されるよう、同号の駐車施設の規模については計画区域における駐車施設の種類ごとの需要が適切に充足されるように定めるものとする。

4 都市再生駐車施設配置計画は、国と関係行 政機関等の長の全員の合意により作成するも

のとする。

5 協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画の変更について準用する。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第十九条の十四 都市再生駐車施設配置計画に記載された計画区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中

「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域(都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。)の区域内」と、「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画(同条第一項に規定する都市再生駐車施設配置計画)を記載された同条第二項第一号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区」とは、歴史的風致維持向上施設(地域における歴史的風致維持向上施設)をいう。第六十二条の三第三項において同じ。)の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第十八項後段(同条第十九項)」を「第四十六条第十九項後段(同条第二十項)」に改める。

第五十七条の二第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第六十二条の二中「同条第十八項前段(同条第十九項)」を「同条第十九項前段(同条第二十項)」に改め、第五章第三節中同条の次に次の二款を加える。

第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第七条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画の変更の認定の申請(地域歴史的風致法第五条第二項第三号口に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項を記載する変更に係るものに限る。)があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改め、同条第二項中「前章第六節」を「前章第七節」に、「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改める。

第六十二条の三 國土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴

内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「区内の」とあるのは「計画区域の区域内」とする。

第四十六条中第十九項を第二十項とし、第十五回から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の五項から第十八項までの規定は、都市再生駐

車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

六 第二項から前項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画の変更について準用する。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第十九条の十四 都市再生駐車施設配置計画に記載された計画区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中

「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域(都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。)の区域内」と、「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画(同条第一項に規定する都市再生駐車施設配置計画)を記載された同条第二項第一号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区」とは、歴史的風致維持向上施設(地域における歴史的風致維持向上施設)をいう。第六十二条の三第三項において同じ。)の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第十八項後段(同条第十九項)」を「第四十六条第十九項後段(同条第二十項)」に改める。

第五十七条の二第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第六十二条の二中「同条第十八項前段(同条第十九項)」を「同条第十九項前段(同条第二十項)」に改め、第五章第三節中同条の次に次の二款を加える。

第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手續の特例

2 文部科学大臣及び農林水産大臣が前項の規定による歴史的風致維持向上計画の写しの送付を受けたときは、当該歴史的風致維持向上計画について、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する地域歴史的風致法第五条第一項の規定による認定の申請があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第七条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画の変更の認定の申請(地域歴史的風致法第五条第二項第三号口に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項を記載する変更に係るものに限る。)があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改め、同条第二項中「前章第六節」を「前章第七節」に、「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改める。

第六十二条の三 國土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴

内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「区内の」とあるのは「計画区域の区域内」とする。

第四十六条中第十九項を第二十項とし、第十五回から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の五項から第十八項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

六 第二項から前項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画の変更について準用する。

(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第十九条の十四 都市再生駐車施設配置計画に記載された計画区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中

「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域(都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区」とは、歴史的風致維持向上施設(地域における歴史的風致維持向上施設)をいう。第六十二条の三第三項において同じ。)の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第十八項後段(同条第十九項)」を「第四十六条第十九項後段(同条第二十項)」に改める。

第五十七条の二第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第六十二条の二中「同条第十八項前段(同条第十九項)」を「同条第十九項前段(同条第二十項)」に改め、第五章第三節中同条の次に次の二款を加える。

第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手續の特例

2 文部科学大臣及び農林水産大臣が前項の規定による歴史的風致維持向上計画の写しの送付を受けたときは、当該歴史的風致維持向上計画について、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する地域歴史的風致法第五条第一項の規定による認定の申請があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第七条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画の変更の認定の申請(地域歴史的風致法第五条第二項第三号口に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項を記載する変更に係るものに限る。)があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改め、同条第二項中「前章第六節」を「前章第七節」に、「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改める。

第六十二条の三 國土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴

「第四十六条第十六項」に改め、「所有者(以下)の下に「この節において」を加える。
第七十五条第二号中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改める。

第八十条の二第一項及び第三項第一号中「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第六十一条第一項〔昭和三十二年法律第六百六号〕を削り、同項第三号中「駐車場法」第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。」を削り、同条第十六項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十五項を第十八項とし、第八項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの(以下「立地誘導促進施設」という)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となる

と認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する指針(以下「低未利用土地利用等指針」という。)に関する事項を記載することができる。

10 前項の規定により立地適正化計画に低未利用土地利用等指針に関する事項を記載するときは、併せて、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、低未利用土地が相当程度存在する区域で、当該低未利用土地利用等指針に即した住宅又は誘導施設の立地又は立地の誘導を図るための土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の国土交通省令で定める土地を除く。第五節において同じ。)及び当該土地に存する建物についての権利設定等(地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転又は所有権の移転をいう。以下同じ。)を促進する事業(以下「低未利用土地権利設定等促進事業」という。)を行う必要があると認められる区域(以下「低未利用土地権利設定等促進事業区域」という。)並びに当該区域に係る誘導施設を有する建築物を整備するのに必要な地積とおおむね等しいか又はこれを超えると認められる場合に限り、国土交通省令で定めるところにより、当該都市機能誘導区域内の土地の区域であつて、当該建築物の用に供すべきもの(以下「誘導施設整備区域」という。)を定めることができる。(誘導施設整備区域への換地の申出等)

致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。)を「地域歴史的風致法に改める。

第百五条に見出しとして「施行地区内の権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「(以下「施行地区」という。)を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

11 第百五条の二 立地適正化計画に記載された地区画整理事業であつて都市機能誘導区域をその施行地区に含むもののうち、建築物等の敷地として利用されていない宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる宅地が相当程度存在する区域において施行されるものの事業計画においては、当該施行地区内の宅地のうち次条第一項の申出が見込まれるものについての換地の地積の合計が、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備するのに必要な地積とおおむね等しいか又はこれを超えると認められる場合に限り、国土交通省令で定めるところにより、当該都市機能誘導区域内の土地の区域であつて、当該建築物の用に供すべきもの(以下「誘導施設整備区域」という。)を定めることができる。

12 前項の申出は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
一 当該申出に係る宅地が建築物等の敷地として利用されていないものであること又はこれに準ずるものとして規準、規約、定款若しくは施行規程で定めるものであることを。

(誘導施設整備区)

第一百五条の二 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業であつて都市機能誘導区域をその施行地区に含むもののうち、建築物等の敷地として利用されていない宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる宅地が相当程度存在する区域において施行されるものの事業計画においては、当該施行地区内の宅地のうち次条第一項の申出が見込まれるものについての換地の地積の合計が、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備するのに必要な地積とおおむね等しいか又はこれを超えると認められる場合に限り、国土交通省令で定めるところにより、当該都市機能誘導区域内の土地の区域であつて、当該建築物の用に供すべきもの(以下「誘導施設整備区域」という。)を定めることができる。

13 第一項の申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならぬ。
一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

14 事業計画の変更により新たに誘導施設整備区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

15 事業計画の変更により新たに誘導施設整備区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一 当該申出に係る宅地が建築物等の敷地として利用されていないものであること又はこれに準ずるものとして規準、規約、定款若しくは施行規程で定めるものであることを。

平成三十年四月十八日 参議院会議録第十五号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、

事業計画の変更についての認可の公告

施行者は、第一項の申出があつた場合にお

いて、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地を誘導施設整備区内に定められるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めると該申出に係る宅地の一部を換地計画においてその宅地についての換地を誘導施設整備区内に定められるべき宅地として指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定し、第三号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が誘導施設整備区の面積と等しいこととなる場合

二 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が誘導施設整備区の面積を超えることとなる場合

三 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が誘導施設整備区の面積に満たないこととなる場合

四 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

五 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

六 施行者は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

七 施行者が土地区画整理法第十四条第一項の次に次の二節を加える。

中「第八十一条第八項」を「第八十一条第十一項」に改める。

第六章第四節を同章第六節とし、同章第三節

第四節 立地誘導促進施設協定 (立地誘導促進施設協定の締結等)

三 備又は管理に関する事項
四 立地誘導促進施設協定の有効期間

三 第二項を除く。の規定は、立地誘導促進施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「[第一百九十九条の二]第二項各号」と、同項及び第四十五条の二第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「[第八十一条第八項]の規定により立地誘導促進施設協定」という。)を締結す

るところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

三 第四章第七節(第四十五条の二第一項及び

四 立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置

第百五条の四 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を誘導施設整備区内に定めなければならぬものとする。

第六章第三節第五款を同節第六款とし、同節第四款の次に次の二節を加える。

第五款 休廃止の届出等

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めることにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

三 第四章第七節(第四十五条の二第一項及び

四 立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者が、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めることにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

三 第四章第七節(第四十五条の二第一項及び

四 立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置

二 市町村長は、前項の規定による届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

三 第四章第七節(第四十五条の二第一項及び

二 市町村長は、前項の規定による届出があつた場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

三 第四章第七節(第四十五条の二第一項及び

(立地誘導促進施設協定への参加のあつせん)

第百九条の三 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第三項において準用する第四十五条の二第三項に規定する協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等に対し当該立地誘導促進施設協定への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、当該協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんを行うべき旨を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等の当該立地誘導促進施設協定への参加が前条第三項において準用する第四十五条の四第一項各号(第一号を除く。次条第一項において同じ。)に掲げる要件に照らして相当であり、かつ、当該立地誘導促進施設協定の内容からみてその者に對し参加を求めることが特に必要であると認められるときは、あつせんを行うことができる。(立地誘導促進施設協定の認可の取消し)

第百九条の四 市町村長は、第百九条の二第三項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第百九条の二第三項において準用する第四十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。

第五節 低未利用土地権利設定等促進計画等

(低未利用土地の利用及び管理に関する市町村の援助等)

第百九条の五 第八十一条第九項の規定により立地適正化計画に低未利用土地利用等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該低未利用土地利用等指針に即し、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等に対し、住宅又は誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために必要な低未利用土地の利用及び管理に関する情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 市町村は、前項の援助として低未利用土地の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣を行うため必要があるときは、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

2 低未利用土地権利設定等促進計画においては、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

2 低未利用土地権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあつては住宅又は住宅の立地の誘導の促進に資する施設等の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設又は誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設等の整備を図るため行う権利設定等又はこれと併せて行う当該権利設定等を円滑に推進するために必要な権利設定等が記載されること。

3 市町村長は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等が当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行わないため、悪臭の発生、堆積した廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)昭和四十五年法律第二百三十七号)第二条第一項に規定す

る都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

る廃棄物をいう。)の飛散その他の事由により当該低未利用土地の周辺の地域における住宅又は誘導施設の立地又は立地の誘導を図る上で著しい支障が生じてゐると認めるときは、当該所有者等に対し、当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行うよう勧告することができる。

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成)

2 その他権利設定等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項

5 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地又は建物の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

3 市町村は、立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として低未利用土地権利設定等促進事業を行おうとするときは、当該低未利用土地権利設定等促進事業に關する計画(以下「低未利用土地権利設定等促進計画」という。)を作成することができる。

2 低未利用土地権利設定等促進計画においては、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

2 低未利用土地権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあつては住宅又は住宅の立地の誘導の促進に資する施設等の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設又は誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設等の整備を図るため行う権利設定等又はこれと併せて行う当該権利設定等を円滑に推進するために必要な権利設定等が記載されること。

3 前項第一号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

4 前項第一号に規定する建物ごとに、同項

第一号に規定する者、当該建物について所持権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該建物について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他の権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

五 前項第二号に規定する土地に定着する物件(同号に規定する建物を除く。)並びに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他の権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第二号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定する土地又は建物の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成の要請)

第一百九条の七 立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地又は当該土地に存する建物について地上権、賃借権、使用貸借による権利又は所有権を有する者及び当該土地又は建物について権利設定等を受けようとする者は、その全員の合意

により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その協定の目的となつている土地又は建物につき、低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべきことを市町村に對し要請することができる。

(低未利用土地権利設定等促進計画の公告)

第一百九条の八 市町村は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第一百九条の九 前条の規定による公告があったときは、その公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

第一百九条第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業

(登記の特例)

第一百九条の十 第一百九条の八の規定による公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

(勧告)

第一百九条の十一 市町村長は、権利設定等を受けた者が低未利用土地権利設定等促進計画に記載された土地又は建物を利用していないと認めるときは、当該権利設定等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて土地

又は建物を利用するべきことを勧告することができる。

(低未利用土地等に関する情報の利用等)

第一百九条の十二 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度で、その保有する低未利用土地及び低未利用土地に存する建物に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用者が「低未利用土地等に関する情報の利用等」に該当するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る」を「含む」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

一 目次中「第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等(第七十一条)」を「第六章 都市施設等整備協定(第七十五条の二)」に、「第七章 社会資本整備協定(第七十五条の三)」に、「第八章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に改める。

第五章 都市施設等整備協定

第七十五条の二 都道府県又は市町村は、都市計画(都市施設、地区施設その他の国土交通省令で定める施設(以下この項において「都市施設等」という。)の整備に係るものに限る。)の案を作成しようとする場合において、当該

都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な整備を図るために必要があると認めるときは、当該都市施設等の整備を行うと見込まれる者(第七十五条の四において「施設整備予定期会等(第七十六条)第七十七条)に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第六条 第七十八条】を「第六章 社会資本整備協定(第七十五条の三)」に、「第七章」を「第八章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七章 社会資本整備協定

第七十五条の二 都道府県又は市町村は、都市計画(都市施設、地区施設その他の国土交通省令で定める施設(以下この項において「都市施設等」という。)の整備に係るものに限る。)の案を作成しようとする場合において、当該

都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な整備を図るために必要があると認めるときは、当該都市施設等の整備を行うと見込まれる者(第七十五条の四において「施設整備予定期会等(第七十六条)第七十七条)に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第八章 都市施設等整備協定(第七十五条の三)

審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等(第七十六条)に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第十二条の十一 中「ほか」の下に「市街地の

備協定(第七十五条の二)第七十五条の四)に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第十二条の十一 中「ほか」の下に「市街地の

備協定(第七十五条の二)第七十五条の四)に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第十二条の十一 中「ほか」の下に「市街地の

一 都市施設等整備協定の目的となる都市施設等(以下この項において「協定都市施設等」という。)
二 協定都市施設等の位置、規模又は構造
三 協定都市施設等の整備の実施時期
四 次に掲げる事項のうち必要なもの
イ 協定都市施設等の整備の方法
ロ 協定都市施設等の用途の変更の制限その他の協定都市施設等の存置のための行為の制限に関する事項
ハ その他協定都市施設等の整備に関する事項
五 都市施設等整備協定に違反した場合の措置
2 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表し、かつ、当該都市施設等整備協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。
(都市施設等整備協定に従つた都市計画の案の作成等)
第七十五条の三 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定を締結したときは、当該都市施設等整備協定において定められた前条第一項第二号に掲げる事項に従つて都市計画の案を作成して、当該都市施設等整備協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適切な時期までに、都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあつては、当該市町村都市計画審議会)において同じ)に付議しなければならない。
2 市町村長は、前項の規定による指定をした

2 都道府県又は市町村は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該都市施設等整備協定の写しを提出しなければならない。
(開発許可の特例)
第七十五条の四 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定に第七十五条の二第一項第四号イに掲げる事項として施設整備予定者が行う開発行為(第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る)に関する事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。
2 前項の規定による同意を得た事項が定められた都市施設等整備協定が第七十五条の二第二項の規定により公告されたときは、当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。
(第六章 都市計画協力団体)
第七十五条の五 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができる。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(都市計画協力団体の業務)
第七十五条の六 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
一 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関する提案、土地利用の方法に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。
二 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。
三 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四 都市計画に関する調査研究を行うこと。
五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(監督等)
第七十五条の七 市町村長は、前条各号に掲げ

3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
4 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していると認めるときは、当該都市計画協力団体に對し、その業務に關し報告をさせることができる。
5 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取消すことができる。
6 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(情報の提供等)
第七十五条の八 国土交通大臣又は市町村長は、都市計画協力団体に對し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
(都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案)
第七十五条の九 都市計画協力団体は、市町村に対し、第七十五条の六各号に掲げる業務の実施を通じて得られた知見に基づき、当該市町村の区域内の一定の地区における当該地区的特性に応じたまちづくりの推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。
2 第二十二条の二第三項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

高木 かおり君	藤巻 健史君	米軍の訓練空域に関する質問主意書
室井 邦彦君	有田 芳生君	沖縄の地元紙、琉球新報と沖縄タイムスは、二
江崎 孝君	風間 直樹君	〇一八年三月二十六日及び二十七日付の紙面にお
川田 龍平君	杉尾 秀哉君	いて米軍が沖縄本島周辺において使用している訓
福山 哲郎君	蓮 翁嘉君	練空域が大幅に拡大され民間航空機の運航に影響
青木 愛君	木戸口英司君	を及ぼしている旨報じた。沖縄県においては、二
森 ゆうこ君	山本 太郎君	〇一六年未から二〇一八年初めにかけて米軍の軍
中山 恭子君	松沢 成文君	用機の事故が頻発し、さらに訓練の激化に伴う嘉
アンドニオ猪木君	薬師寺みよち君	手納、普天間の両基地から派生する騒音が住民生
平山佐知子君	藤末 健三君	活を著しく阻害し、県民は事故の不安と「爆音」に
郡司 彰君	山口 和之君	さらされている。沖縄の空の安全を守る観点から
渡辺 喜美君	一八名	以下、質問する。
井上 哲士君	市田 忠義君	一二〇一八年三月現在、沖縄本島周辺で使用さ
岩渕 友君	紙 倉林 明子君	れている米軍の訓練空域の数と、日米両政府で
吉良よし子君	田村 智子君	共有されている名称、緯度、経度、高度、面積
小池 晃君	武田 仁比 良介君	等を訓練空域ごとに明らかにされたい。
大門実紀史君	辰巳孝太郎君	二 米軍の訓練空域は沖縄が本土に復帰した一九
山下 芳生君	山添 拓君	七二年五月十五日以後、拡大したのか、縮小し
福島みづほ君	又市 征治君	たのか、本土復帰直後の沖縄県における米軍の
伊波 洋一君	糸数 慶子君	訓練空域の面積と最新の沖縄県における米軍の
		訓練空域の面積をそれぞれ示されたい。さら
		に、本土復帰直後と比べて訓練空域が拡大した
		のであれば、拡大した範囲及び面積等を示され
		たい。
		三 米軍の訓練空域の設定及び廃止等について
		は、日米両政府間で協議を行うのか。協議を行
		うのであれば、協議を行う機関と協議する事項
		を明らかにされたい。
		四 前記報道で指摘されている米軍の臨時訓練空
		域「アルトラップ（ALT R.V.）」について、政府の
		承知しているところを明らかにされたい。
		五 本土復帰後において、「アルトラップ」が設定
		されていた期間を空域ごとに時系列で明らかに
		されたい。
参議院議長 伊達 忠一殿	糸数 慶子	六 「アルトラップ」は臨時訓練空域とされるが、空
		域や期間等は米軍が独自に設定できるのか、明
		らかにされたい。
		七 「アルトラップ」において自衛隊が単独で訓練を
		行うことは可能か、政府の見解を示されたい。
		八 直近一年間の「アルトラップ」における自衛隊及
		び米軍による訓練の回数及び一回当たりの平均
		訓練時間等、訓練の詳細を明らかにされたい。
		九 二〇一五年十二月の「アルトラップ」の新設以
		降、「アルトラップ」が設定されていることによ
		り、那覇空港及び久米島空港等の沖縄県の地方
		管理空港を離着陸する民間航空機の運航に、ダ
		イヤの遅延、飛行コースの変更、離着陸高度の
		制限等の影響を与えたことはあるか。影響を与
		えたことがあれば、その内容を全て時系列で示
		されたい。
		十 「アルトラップ」は民間の航空機運航に多大な影
		響を与え、安全な運航の妨げになると認識して
		いるが、政府の見解を示されたい。
		十一 一二〇一八年三月二十六日の琉球新報では、
		同月九日、航空自衛隊は沖縄周辺で新設された
		「アルトラップ」について、「調べた結果、共同訓
		練も含めて米軍が使用した実績はなかつた。」と
		事実に反する回答をしたと報じられている。な
		ぜ航空自衛隊は虚偽とも受け止められる説明を行つたのか、事実関係を明らかにした上で、詳
		細に説明されたい。
		十二 前記十一の記事では、国土交通省は「アル
		トラップ」の存在を認めた上で、自衛隊用である
		旨の説明を行い、米軍がこの空域を使っている
		かについては「把握していない」としていたが、
		その後、「米軍が使う許可は出してない」という
		意味だと訂正したと報じられている。この「許
平成三十年四月十八日 参議院会議録第十五号	糸数 慶子	可」はいつ、誰に対しても出されたものか。また、国土交通省は「米軍が使う許可」を出しておきながら、実際に米軍が「アルトラップ」を使用しているか否かを把握していないのであれば、日本本の領空の管理ができるいないことにならないか、政府の見解を示されたい。
質問主意書及び答弁書		右質問する。
平成三十年四月十五日	内閣総理大臣 安倍晋三	平成三十年四月十三日
参議院議長 伊達忠一殿	参議院議員糸数慶子君提出米軍の訓練空域に関する質問に対する答弁書	
参議院議員糸数慶子君提出米軍の訓練空域に関する質問に対する答弁書		
平成三十一年四月九日	合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六	
平成三十一年四月九日	条に基づく施設及び区域並びに日本国における	
平成三十一年四月九日	合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年	
平成三十一年四月九日	条約第七号。以下「日米地位協定」という)第二	
平成三十一年四月九日	条の規定により米国が使用を許されている空域	
平成三十一年四月九日	又は我が国の領域近傍において、船舶、航空機	
平成三十一年四月九日	等の航行の安全を図るために区域を指定して米国が使用するものとして告示されている空域	
平成三十一年四月九日	のうち、沖縄県及びその周辺に所在するもの	
平成三十一年四月九日	で、使用目的に訓練を含むものの数については二十であり、当該空域(以下「沖縄の提供空域等」という)のうち、告示されているものに係る御指摘の「名称」及びその範囲について、空域ごとに、①区域が記載されている告示及び②高度が記載されている告示をお示しすると、それ	

アルファ区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十九年防衛施設庁告示第十四号	伊江島補助飛行場 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	出砂島射爆撃場 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	鳥島射爆撃場 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	赤尾嶼射爆撃場 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号
インディア・インディア訓練区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	マイク・マイク訓練区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	沖東島射爆撃場 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	沖縄南部訓練区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	沖縄北部訓練区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号
キヤンブ・ハンセン ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	ホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について	お尋ねの「面積」については、空域について面積による表示は適当ではないため、お答えすることは困難である。	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について
黄尾嶼射爆撃場 ①及び②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	お尋ねの「面積」については、空域について面積による表示は適当ではないため、お答えすることは困難である。	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について
ゴルフ・ゴルフ訓練区域 ①平成十四年防衛施設庁告示第五号 ②昭和五十二年防衛施設庁告示第九号	沖縄の提供空域等に係るお尋ねの「範囲」について	お尋ねの「面積」については、空域について面積による表示は適当ではないため、お答えすることは困難である。	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について	御指摘の「[名称]について」は、キヤンブ・コート二ー、キヤンブ・シュワブ、キヤンブ・ハンセン、キヤンブ・マクトリアス、北部訓練場及びホワイト・ビーチ地区があり、その範囲について
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及びが廢止され、沖縄南部訓練区域が変更され、沖	繩の提供空域等のうち昭和四十七年合意に記載されているもの及び黄尾嶼射爆撃場以外のものについて緯度及び経度の表記の変更が行われるなどした。	また、お尋ねの「面積」については、空域について面積による表示は適当ではないため、お答えすることは困難である。	訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。	訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。
	三について	四について	五について	六及び十について
	日米合同委員会の枠組み等を通じて、米軍の訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。	日米合同委員会の枠組み等を通じて、米軍の訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。	日米合同委員会の枠組み等を通じて、米軍の訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。	日米合同委員会の枠組み等を通じて、米軍の訓練空域の指定、廃止等について協議を行つてゐるが、その協議事項は、空域ごとに異なるほか、米軍の運用に関するものもあるため、一概にお答えすることは困難である。
	七及び八について	七及び八について	九について	九について
	いわゆるアルトラップは、自衛隊の訓練での使用を想定したものではなく、そのような実績もない。また、お尋ねの「米軍による訓練の回数及び一回当たりの平均訓練時間等、訓練の詳細」については、米軍の行動の内容に関することであることから、お答えすることを差し控えたいたい。	いわゆるアルトラップは、自衛隊の訓練での使用を想定したものではなく、そのような実績もない。また、お尋ねの「米軍による訓練の回数及び一回当たりの平均訓練時間等、訓練の詳細」については、米軍の行動の内容に関することであることから、お答えすることを差し控えたいたい。	御指摘の「[名称]について」は、自衛隊の臨時訓練空域を、米軍が単独で使用したことはないが、自衛隊と米軍との共同訓練の際には、当該空域を使用することがある旨、平成三十年三月九日、航空自衛隊が説明したものであり、「虚偽とも受け止められる説明を行つた」との御指摘は当たららない。	御指摘の「[名称]について」は、自衛隊の臨時訓練空域を、米軍が単独で使用したことはないが、自衛隊と米軍との共同訓練の際には、当該空域を使用することがある旨、平成三十年三月九日、航空自衛隊が説明したものであり、「虚偽とも受け止められる説明を行つた」との御指摘は当たららない。
	十二について	十二について	十三について	十四について
	御指摘の「[名称]について」は、米軍が使う許可及び「民間の航空機運航に多大な影響を与える、安全な運航の妨げになる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆるアルトラップは、米軍の円滑な活動を確保することが求められるが、空域や期間等は米軍が独自に設定でき、安全な運航の妨げになる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆるアル	御指摘の「[名称]について」は、米軍が使う許可及び「民間の航空機運航に多大な影響を与える、安全な運航の妨げになる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。	御指摘の「[名称]について」は、米軍が使う許可及び「民間の航空機運航に多大な影響を与える、安全な運航の妨げになる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。	御指摘の「[名称]について」は、米軍が使う許可及び「民間の航空機運航に多大な影響を与える、安全な運航の妨げになる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月六日

参議院議長 伊達 忠一 殿

川田 龍平

カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問主意書

(号外)

国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標十六では、「平和と公正をすべての人々」とし、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」、「あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する」、「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」と目標に定めている。

法務省を中心に、日本が二十年以上にわたって民法や民事訴訟法の整備を支援してきたカンボジアでは、昨年最大野党が解散され、野党幹部の政治活動が禁じられており、その中で行われた本年二月二十五日の上院議員選挙では、与党が全改選議席を独占してしまった。また多くの独立系メディアも閉鎖に追い込まれている。他にもカンボジアでは数々の人権侵害が行われていることがNGOによって指摘されているところであり、日本と自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国家に踏みとどまることができるか、まさに正念場を迎えている。カンボジアにおける法の支配が危機に瀕しているとの懸念から、以下、質問する。

一 安倍政権は、自由、民主主義、基本的人権、

法の支配といつた普遍的価値を共有する国々との関係を深める「価値の外交」を標榜しているが、今のカンボジアはこれら普遍的価値を日本

と共にしている国であると認識しているか。

二 法の支配を通じた民主主義の定着には一定程度の時間を要することは承知しているが、カンボジアに対する二十年以上にわたる司法支援の成果の検証を、この際行うべきではないか。特

に、日本の支援で整備された法体系が広くカンボジア市民の生活向上に役立つてきたのか、また司法関係者への能力開発支援がカンボジアにおける司法の独立性の強化に貢献できたのかどうかを検証することを通じて、日本の司法支援がカンボジアにおける法の支配の確立に貢献でききたのかどうかを明らかにすべきではないか。

三 世界中の国際会議においてNGOやCSOとのパートナーシップや参加が主流化したのは、カンボジア復興閣僚会議が嚆矢である。いまそのカンボジアにおける法の支配が危機に瀕しているからこそ、日本政府はカンボジア復興閣僚会議の共同議長国を務めた原点に戻つて、これ以上事態を悪化させないよう、日本やカンボジアの市民社会組織と手を携えて、世界規模での市民社会の悪化、劣化の連鎖をカンボジアにおいて食い止めるべきではないか。

四 前記三に当たつては、JANICの谷山理事長が述べているように、「四半世紀の紛争を終結に導いたパリ和平協定の原則、国際合意、あるいはCSOの開発効果・援助効果に関する質問主意書」に基づいて、カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五 NGO・外務省定期協議会などの定期的な協議の場が持たれていることは評価しているが、

具体的な案件についての市民社会組織との議論は不十分だと考える。カンボジアへの選舉改革は不十分だと考える。

二 支援の実態と方向性などについて、市民社会組織や民間の専門家も含めて深い議論をする場を設けるべきではないか。

六 本年七月に予定されているカンボジアの総選挙は、現在の状況が続けば実質的に野党の候補者がいない中で実施され、与党の人民党が圧勝すると思われる。その時にファン・セン首相は、日本の選舉改革支援のおかげで自由で公正な選挙が実施できたと公言すると思われるが、その場合に日本政府は、自らが三年近く支援した総選挙を否定することもできず、同時に総選挙がカンボジア国民の意思を反映した自由で公正なものであつたと認めるわけにもいかず、極めて難しい立場に置かれるのではないか。そのような事態に陥ることを防ぐため、現在のカンボジアへの選舉改革支援の在り方を緊急に見直すべきではないか。

七 右質問する。

三 及び四について

お尋ねの「世界規模での市民社会の悪化、劣化の連鎖をカンボジアにおいて食い止める」の意味するところが明らかではなく、また、政府として御指摘の「JANICの谷山理事長の発言の趣旨について答える立場にないため、お答えすることは困難である。

五について

平成二十九年十二月十三日に実施された平成二十九年度NGO・外務省定期協議会第二回ODA政策協議会において、カンボジアに対する我が国の選舉支援について、外務省とNGOとの間で意見交換を行つてている。

六について

仮定を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

はその定着のために働き掛けを行つてきていたる。

二について

カンボジアに対する法制度整備に関する支援については、外務省が第三者に委託して政府開発援助の評価として行った「法制度整備支援の評価」や独立行政法人国際協力機構による個別の支援に係る評価を通じ、御指摘の点を含む評価を実施している。

三及び四について

お尋ねの「世界規模での市民社会の悪化、劣化の連鎖をカンボジアにおいて食い止める」の意味するところが明らかではなく、また、政府として御指摘の「JANICの谷山理事長の発言の趣旨について答える立場にないため、お答えすることは困難である。

五について

平成二十九年十二月十三日に実施された平成二十九年度NGO・外務省定期協議会第二回ODA政策協議会において、カンボジアに対する我が国の選舉支援について、外務省とNGOとの間で意見交換を行つていている。

六について

仮定を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

参議院議員川田龍平君提出カンボジアにおける法の支配の危機に関する質問に対する質問主

答弁書

主意書

闇病中の高校生の学びの支援に関する質問
いわゆるAYA世代のがん患者に対する支援としての、闇病中の高校生の学びの支援については、「国会がん患者と家族の会」からの意見も踏まえ、がん対策推進基本計画第三期に反映されていること承知しているが、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標四「すべての人を包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という観点からも、同基本計画における高校生の学びの支援の実効性が課題となっているので、以下質問する。

一 現在、全国には小児がん拠点病院が十五箇所あるが、東京と神奈川の小児がん拠点病院にしか高等部は設置されていない状況にある。高校進学率が九十七パーセントを超えていた時代にこのような状況では、闇病中の高校生の教育を受けける権利が妨げられているのではないか。

二 ICTを活用した遠隔教育だけでは、得られない学びがある。また、大阪や神奈川では、入院先への出張授業を行い、原籍校にはその分の教員数を欠員として補充しているようだが、北海道のように原籍校と小児がん拠点病院との距離が離れている場合は、小児がん拠点病院内の教育施設として高等部を設置するしかない。多くの闇病中の高校生や、彼ら彼女らを支えている家族、そして医師の切実な願いが全国から私どころに届いている。全国の小児がん拠点病院に、高等部の設置を義務付けるべきではないか。

三 小児がん拠点病院に設置した院内学級(以下「院内学級」という。)に転籍した生徒が元気になつたため原籍校に復学しようとする場合、公

立の小中学校にはほぼ問題なく復学できるが、特に私立高校は一度退学すると復学するのは困難であるのが実態である。高校生が在籍できる

ことができないのであれば休学・留年しても院内学級が設置されていても、原籍校に復学することができないなど、院内学級への転籍を躊躇する高校生は少なくない。全国には、岩手県、埼玉県、長野県、岐阜県、福岡市など、障害児を対象とした副籍、支援籍などといった制度がある自治体もあるが、例えば東京都では、長期入院生徒は副籍の対象になつてない。院内学級への転籍前に在籍していた学校に学籍を残しつつ、療養中は院内学級にも在籍できる二重学籍を、私立学校も含め認めるべきではないか。

四 院内学級への教師配置数は、五月一日時点での院内学級の在籍生徒数で決まるため、五月一日より後に院内学級への転籍があつても教師は配置されず、院内学級が開始されるまで時間がかかる原因となつていて。このため、教師配置数は過去二年間の院内学級への在籍生徒数をふまえて決めるべきではないか。特に高校の場合は年度当初から院内学級に在籍する生徒は少ないため、五月一日時点の在籍生徒数で院内学級への教師配置数を決められると、まるで院内学級に二、三ヶがないかのように見えてしまい、動きに水を差す結果になりかねないのでないか。

右質問する。

平成三十年四月十七日

参議院議員 伊達 忠一 殿

参議院議員 伊達 忠一 殿

参議院議員 伊達 忠一 殿

参議院議員川田龍平君提出闇病中の高校生の学びの支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出闇病中の高校生の学びの支援に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「闇病中の高校生の教育を受ける権利が妨げられている」の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「小児がん拠点病院に特別支援学校の高等部を設置するか否かについては、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体等において判断されるべきものであると考えている。

一から三までについて
お尋ねの「闇病中の高校生の教育を受ける権利が妨げられている」の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「小児がん拠点病院に特別支援学校の高等部を設置するか否かについては、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体等において判断されるべきものであると考えている。

また、お尋ねの「院内学級への転籍前に在籍

していた学校に学籍を残しつつ、療養中は院内学級にも在籍できる二重学籍を…認めることについては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)において禁止する規定はないが、同法上想定されているものではないと考えている。

文部科学省においては、平成二十五年に、各都道府県教育委員会等に対して病気療養児に対する教育の充実を求める「病気療養児に対する教育の充実について(通知)」(平成二十五年三月四日付け二十四初特支第二十号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知)を発出したり、平成二十八年度から、長期間入院する児童生徒等の教育について在籍校や病院等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を実施したりする等して病気療養児に対する教育の充実に努めてきたところであり、今後とも、このような取組を行つてしま

四について

お尋ねの「院内学級への教師配置数」及び「高校の院内学級」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、小学校、中学校等における教職員の具体的な配置については、地域の実情等を踏まえ、各教育委員会等において適切に行われるべきものであると考えている。

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年四月六日

参議院議長 伊達 忠一 殿

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一 殿

川田 龍平

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問主意書
一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)に規定された措置入院制度は、障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)の趣旨に違反するのか、又はしないのか、その理由も含めて政府の見解を示されたい。

二 精神保健福祉法に規定された医療保護入院制度は、障害者権利条約の趣旨に違反するのか、又はしないのか、その理由も含めて政府の見解を示されたい。
三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に関する法律に規定された入院処遇及び通院処遇は、障害者権利条約の趣旨に違反するのか、又はしないのか、その理由も含めて政府の見解を示されたい。

四

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会第一回医療保護入院等のあり方分科会(二〇一六年三月十一日)では、障害者権利条約を批准したときに整理した、精神保健福祉法に定める非自発的入院(措置入院制度及び医療保護入院制度)は障害者権利条約に違反しない旨の政府解釈を改めて確認している。他方で、障害者権利条約に基づき国連に設置された、障害者の権利に関する委員会(以下「障害者権利委員会」という。)が出した「一般的意見第一号」には、障害者権利条約第十四条を侵害する慣行として、精神障害を理由とした法的能力の制限と精神障害を理由とした非自発的入院が明示されおり、また同委員会が出した「十四条ガイドライン」には、精神障害に加えて他の理由も要件とするものも含め、非自発的入院を許す法条項は障害者権利条約の趣旨に違反することが明示されている。こうした「一般的意見第一号」や「十四条ガイドライン」をうけて、障害者権利条約を批准したときの前記政府解釈を変更する予定はあるのか、政府の見解を示されたい。

五 障害者権利委員会が行う締約国政府からの報告の審査では、ほとんどの締約国が、精神障害に加えて他の理由も要件とする非自発的入院制度について障害者権利条約違反である旨の重大な懸念及び勧告を出されている。日本政府も間違いない同様の指摘をうけることになると考えられるが、仮に諸締約国と同様の指摘をうけたとしても、なお日本政府は、障害者権利条約を批准したときの前記政府解釈を変更しないのか、政府の見解を示されたい。

六 日本政府は、精神保健福祉法に定める非自発的入院が障害者権利条約の趣旨に違反するかどうかについて「障害者権利条約第十四条は自由の剥奪が障害の存在のみにより正当化されないことを確保した規定である」旨の解釈を示しているが、一方、第百九十三回国会の参議院厚生労働委員会における参考人質疑(平成二十九年四月十三日)で、池原毅和参考人は障害者権利条約第十四条について、「権利条約の策定の過程で日本政府が精神障害のみを理由とした強制入院は許されないという規定にできないだろうか」という提案をしたが、それが否定された結果、現在の規定になった「旨の発言をしていく見解を示されたい。

七 日本国政府は、精神保健福祉法に定める非自発的入院が障害者権利条約の趣旨に違反するかどうかについて「強制入院の禁止についても検討されたが、各国の反対により強制入院の一律の禁止については規定しないこととされた」と説明しているが、これは強制的な医療侵襲を否定した、拷問等の禁止(障害者権利条約第十五条)や不可侵性の保護(同第十七条)に結実した議論の途中で確認されたことであり、身体の自由と安全を規定した障害者権利条約第十四条の議論の中で確認されたことではないものと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問に対する答弁書

ことを確保した規定である「旨の解釈を示しているが、一方、第百九十三回国会の参議院厚生労働委員会における参考人質疑(平成二十九年四月十三日)で、池原毅和参考人は障害者権利条約第十四条について、「権利条約の策定の過程で日本政府が精神障害のみを理由とした強制入院は許されないという規定にできないだろうか」という提案をしたが、それが否定された結果、現在の規定になった「旨の発言をしていく見解を示されたい。

参議院議員川田龍平君提出精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「障害者の権利に関する条約・・・の趣旨」及び「障害者権利条約の趣旨」の意味するところが必ずしも明らかではないが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十二号)では、同法第二十九条第一項の規定に基づく都道府県知事等による入院措置(以下「措置入院」という。)について、同法第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者(同法第五条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると都道府県知事等が認めた場合に行なうことができるとしているほか、同法第三十三条第一項又は第三項の規定に基づく精神科病院(同法第十九条の五に規定する精神科病院をいう。)の管理者による入院措置(以下「医療保護入院」という。)について、精神保健指定医(同法第十八条第一項に規定する精神保健指定医をいう。)による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために同法第二十条の規定による本人の同意に基づいた入院が行われる状態にないと判定されたものであること等の要件を満たした場合に行なうことができるとしている。また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第二百十号)第四十二条第一項第一号に定める決定による入院(以下「入院処遇」という。)は、対象行為(同法第二条第一項各号に掲げる

いづれかの行為をいう。以下同じ。)を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせて同法による医療を受けさせる必要があると認められる場合に、同法第四十二条第一項第二号に定める決定による通院(以下「通院処遇」という。)は、同項第一号の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、同法による医療を受けさせる必要があると認められる場合に、いざれど裁判所の決定に基づき行われるものである。このように、措置入院及び医療保護入院並びに入院処遇及び通院処遇は、法律に規定された要件を満たした場合に、法律に規定された手続に従つて行なわれるものであり、また、精神障害の存在のみを理由として行われるものではないことから、いざれど、不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従つて行なわれること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によつて正当化されないこと等を規定する障害者の権利に関する条約(平成二十六年条約第一号。以下「障害者権利条約」という。)第十四条の規定に違反しないと考へている。

四について

一から三までについて述べたとおり、政府としては、措置入院及び医療保護入院並びに入院処遇及び通院処遇は、障害者権利条約第十四条の規定に違反しないと考へており、御指摘の「一般的意見第一号」又は「十四条ガイドライン」を受けてこの考え方を変更する予定はない。

お答えすることは差し控えたい。

六及び七について

御指摘の参考人の御指摘の発言にあるような日本政府の提案は、障害者権利条約の交渉の過程において障害者権利条約第十四条に関連して行つたものであるが、当該交渉過程においては、御指摘の「拷問等の禁止（障害者権利条約第十五条）や不可侵性の保護（同第十七条）に結実した議論」に限らず、同意に基づかない強制治療及び強制入院が、ごく例外的な場合であつて、また、障害の存在そのものを理由とするのではなく、自傷他害のおそれがある場合等には、適法に行われ得ることについて、おおむね意見が收れんしたものと認識している。このため、「障害者権利条約第十四条についての政府解釈は妥当ではない」との御指摘は当たらぬ。

六

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。〔報告書〕は、公的機関である東京都公文書館で同資料を調査する必要があると考えます。政府にその意思がありますか。

たのは朝鮮人への迫害であった、「軍、警察、市民ともに例外的とは言い切れない規模で武力や暴力を行使した」、「自然災害がこれほどの規模で人為的な殺傷行為を誘発した例は日本の災害史上、他に確認できず、大規模災害時に発生した最悪の事態」だつたとまとめています。そこで質問します。

右質問する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員有田芳生君提出関東大震災における朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出関東大震災時に

おける朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「関東大震災政府陸海軍関係史料第二巻」は、防衛省防衛研究所においても所蔵しているが、お尋ねの「調査表」は、調査した限りでは、政府内に見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「当時の日本政府は関東大震災時における朝鮮人、中国人等の虐殺事件に関与したことについて、調査した限りでは、政府内に見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「当時の日本政府は関東大震災時にその事実関係を把握することのできる記録がないことについて、調査した限りでは、政府内に見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

前記三の帰還事業により、北朝鮮に帰還した在日朝鮮人等は何名だと政府は認識していますか。

在日朝鮮人等は何名だと政府は認識していますか。そのうち、朝鮮半島出身者である夫や父等に随伴して北朝鮮に渡航した妻や子等は何名でしたか。さらにそのうち、いわゆる日本人妻と推定される人（以下「いわゆる日本人配偶者」とする）は何名でしたか、政府の認識をお示し下さい。

日本人配偶者問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月六日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

日本人配偶者問題に関する質問主意書

平成二十六年五月のストックホルム合意において、北朝鮮側が調査を実施することさせた、いわゆる日本人配偶者問題について、政府の認識と方針をお伺いします。

一 政府は、終戦直後に約三百万人いた在日朝鮮人のうち、何万人が朝鮮半島に帰還し、何万人が日本に残留したと認識していますか。

二 政府は、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還問題について、「在日朝鮮人中北鮮帰還希望者の取扱いに関する件」を昭和三十四年二月十三日に閣議了解していますが、その内容を詳しくお示しください。

三 日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との協議の結果、昭和三十四年十二月から在日朝鮮人等の北朝鮮への帰還事業が開始されました。当該帰還事業はいつまで、何回続きましたか。また、それは日本のどの港から出発しましたか。

四 前記三の帰還事業により、北朝鮮に帰還した在日朝鮮人等は何名だと政府は認識していますか。そのうち、朝鮮半島出身者である夫や父等に随伴して北朝鮮に渡航した妻や子等は何名でしたか。さらにそのうち、いわゆる日本人妻と推定される人（以下「いわゆる日本人配偶者」とする）は何名でしたか、政府の認識をお示し下さい。

官報 (号外)

五 政府は、いわゆる日本人配偶者の名簿を保持していますか。また、平成二十六年五月のストックホルム合意に基づき、北朝鮮が行ういわゆる日本人配偶者に関する調査のために名簿を提出しましたか。

六 政府は、かねてよりいわゆる日本人配偶者の家族・親族に対するアンケート調査を実施し、家族・親族の要望に応じて、日本赤十字社を通じて北朝鮮側へ安否調査の依頼を行っています。当該安否調査依頼は、平成二十六年五月のストックホルム合意以降、日朝政府間で直接依頼していると考えられます。現在の当該安否調査依頼の方法について具体的にお示しください。

七 政府は、平成九年九月二日に「北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問の準備・実施について」とする閣議了解を行い、以後三回にわたって、いわゆる日本人配偶者の故郷訪問を行っています。平成二十六年五月のストックホルム合意に基づき、日本から北朝鮮にいわゆる日本人配偶者の故郷訪問の実施を要請したことはありますか。政府の認識をお示しください。

八 安倍首相及び加藤拉致問題担当大臣は、拉致問題は政府の最重要課題であり最優先で取り組んでいますと累次にわたり明言しています。拉致問題がいわゆる日本人配偶者問題に優先するという理由を教えて下さい。

右質問する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員有田芳生君提出日本人配偶者問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日本人配偶者問題に関する質問に対し、別紙答弁書

一について

「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、とくに、戦時中の徴用労務者について」(昭和三十四年七月十一日付け外務省記事資料)において、「一九四五五年八月から一九四六年三月までの間に、帰国を希望する朝鮮人は、日本政府の配船によつて、約九〇万人、個別の引揚げで約五〇万人合計約一四〇万人が朝鮮へ引揚げた」とされている。

二について

「在日朝鮮人中北鮮帰還希望者の取扱いに関する閣議了解」(昭和三十四年二月十三日閣議了解)においては、「一 在日朝鮮人の北鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地選択の自由といふ国際通念に基いて処理する。二 帰還希望者の帰還希望意思の確認と、右確認の結果、帰還の意思が真正なりと認められた者北鮮への帰還の実現に必要な仲介とを赤十字国際委員会に依頼する。帰還に関する諸般の事項の処理については、日本赤十字社をして赤十字国際委員会と協議せしめる。ただし、日本側において配船は行わない」とされている。

三について

お尋ねの帰還事業については、昭和三十四年十二月から昭和五十九年七月までの間、百八十七次にわたり帰還が実施されたと承知している。「それは日本のどの港から出発し、北朝鮮のどの港に到着したと政府は認識していますか」とのお尋ねについては、「それ」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「北朝鮮に帰還した在日朝鮮人等」の象について、以下質問する。

範囲が必ずしも明らかではないが、政府としては、昭和三十四年十二月から昭和五十九年七月までの間に実施された北朝鮮への帰還事業において、九万三千三百四十人が北朝鮮に渡航し、そのうち、いわゆる日本人配偶者と推定される者は、千八百三十一人であったと把握している。

五から七までについて

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた。お尋ねについて、今後の対応に支障を来るおそれがあることから、お答えは差し控えた。お尋ねについて、今後の対応に支障を来るおそれがあることから、お答えは差し控えた。

八について

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた。

九について

高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年四月九日

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一殿

高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員有田芳生君提出日本人配偶者問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四について

お尋ねの「北朝鮮に帰還した在日朝鮮人等」の象について、以下質問する。

一 第一次安倍内閣が法案要綱まで作りながら国會提出を断念した、ホワイトカラー・エグゼンブション制度(自己管理型労働制)と、今回の高度プロフェッショナル制度の本質的な違いは何か。

二 二〇〇七年のホワイトカラー・エグゼンブション制度の検討過程において、経済界には同制度の対象となる年収の下限を「四百万円」とする意見があつたという事実を承知しているか。

三 前記一について、両制度の本質的な違いは法律で年間給与額の基準を設け、制度の対象者を限定するものであるか否かという点にあるとするならば、高度プロフェッショナル制度も法改正すれば制度の対象者の拡大等が可能であることから、両制度は本質的に同じ制度なのではないか。

四 労働や社会保障、税制等の分野に関する法律のうち、その法律に定める制度の対象となる要件として年収による基準が法定されているものについて、その基準を変更した過去十年間の改正の例を全てあげられたい。

五 高度プロフェッショナル制度は、「小さく産んで大きく育てる」ことが将来の法改正によって行われる危険性が完全に排除されていない以上、一度あきらめたホワイトカラー・エグゼンブション制度の復活に他ならないのではないか。

右質問する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員川田龍平君提出高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出高度プロフェッショナル制度の適用対象に関する質問に対する答弁書
一、三及び五について

労働政策審議会が平成十九年二月に答申した労働基準法の一部を改正する法律案要綱における自己管理型労働制（以下「自己管理型労働制」という。）は、対象業務について、「労働時間では成果を適切に評価できない業務」とされていました。また、年収要件については、「年収が相当程度高い」とされた上で、具体的には、「対象労働者としては管理監督者の一步手前に位置する者が想定されることから、年収要件もそれにふさわしいものとすること」とし、管理監督者一般の平均的な年収水準を勘案しつつ、かつ、社会的に見て当該労働者の保護に欠けるものとならないよう、適切な水準を検討した上で厚生労働省令で定める」ととされていました。

これに対しても、現在、国会に提出している働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案におけるいわゆる高度プロフェッショナル制度は、対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」としている。また、年収要件については、「労働契約により使用者から支払われる額と見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額（厚生労働省において作成する毎月労働統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。）の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」とこととしている。さらに、

いわゆる高度プロフェッショナル制度においては、「使用者との間の書面その他の厚生労働省令で定める方法による合意に基づき職務が明確に定められている」ことを要件の一つとしており、この点についても自己管理型労働制と異なります。

このように、自己管理型労働制といわゆる高度プロフェッショナル制度は異なる制度である。

二について

平成十七年六月二十一日に一般社団法人日本経済団体連合会が公表した「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」において、「ホワイトカラーエグゼンプション制度」の「適用対象者の要件」として、「当該年における年収の額が四百万円（又は全労働者の平均給与所得）以上であること。年収額が四百万円未満の労働者については新制度を適用しない。法令で定める業務に加えて労使で対象業務を定める場合、年収額が七百万円（又は全労働者の給与所得の上位二十パーセント相当額）以上の者については、労使協定の締結又は労使委員会の決議のいずれにおいても追加を可能とする。また、前記の場合、年収額が四百万円（又は全労働者の平均給与所得以上、七百万円（又は上位二十パーセントの給与所得に相当する額）未満である者については、労使委員会の決議のみにより追加を可能とする」という記述があることは承知している。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年四月九日

参議院議長 伊達 忠一殿 川田 龍平

高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問主意書

政府が提出した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（第百九十六回国会閣法第六三号。以下「働き方改革関連法案」という。）のうち、高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）の立法事実に疑義があるので、以下質問する。

一、高度プロフェッショナル制度を導入することにより労働生産性が上がるというデータはあるのか、政府の把握どころを明らかにされたい。二、加藤厚生労働大臣は、「働く方の立場に立って働き方改革を推進していく」と答弁しているが、労働者に対して働き方に関する実態把握や調査を行ったのか、また、把握した実態や調査結果に高度プロフェッショナル制度を導入する必要があることを示すものはあるか。

三、政府は、株式会社ビズリーチが二〇一七年九月に公表した高度プロフェッショナル制度に関するアンケート調査を同制度の立法事実として得金額が規定されているものについて、当該金額を改正した例としては、例えば、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）がある。

高高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年四月九日

参議院議長 伊達 忠一殿 川田 龍平

高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問主意書

政府が提出した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（第百九十六回国会閣法第六三号。以下「働き方改革関連法案」という。）のうち、高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）の立法事実に疑義があるので、以下質問する。

一、高度プロフェッショナル制度を導入することにより労働生産性が上がるというデータはあるのか、その結果、労働現場では、支払賃金に見合はなく、いくら成果を上げても、支払賃金を一定にするという法的効果しかないのでないか。その結果、労働現場では、支払賃金に見合は成果以上の成果を求められることになるのではないか。

二、二〇一八年二月二日の衆議院予算委員会において、高度プロフェッショナル制度に関する立憲民主党の西村智奈美委員からの「労働者がこれまで喜ぶ制度なのでしょうか。大変疑問です」との指摘に対し、加藤厚生労働大臣は、「あまり時間について言われない中で自分の力を存分に發揮していただきたいという声を直接聞かせていただいた」と答弁しているが、いつ、どのような職種にある、何人くらいの人から話を聞いたのか。

三、高度プロフェッショナル制度を導入することにより労働生産性が上がるというデータがなく、また、労働者の働き方に関して把握した実態や調査結果に同制度を導入する必要があることを示すものがないのであれば、それはつまりの立場とすることは、不適切ではないか。

四、前記三のアンケート調査では、高度プロフェッショナル制度を「労働時間ではなく成果に基づいて賃金を払う仕組み」と説明しているが、そのようなことは、労働政策審議会に諮問された働き方改革関連法案の要綱のどこにも書かれておらず、事実と異なるのではないか。

五、裁量労働制においても共通している問題点だが、高度プロフェッショナル制度は、「二倍の成果を上げたなら二倍の賃金が支払われる」といった成果に応じて賃金が支払われる仕組みではなく、いくら成果を上げても、支払賃金を一定にするという法的効果しかないのでないか。その結果、労働現場では、支払賃金に見合は成果以上の成果を求められることになるのではないか。

六、二〇一八年二月二日の衆議院予算委員会において、高度プロフェッショナル制度に関する立憲民主党の西村智奈美委員からの「労働者がこれまで喜ぶ制度なのでしょうか。大変疑問です」との指摘に対し、加藤厚生労働大臣は、「あまり時間について言われない中で自分の力を存分に發揮していただきたいという声を直接聞かせていただいた」と答弁しているが、いつ、どのような職種にある、何人くらいの人から話を聞いたのか。

七、高度プロフェッショナル制度を導入することにより労働生産性が上がるというデータがなく、また、労働者の働き方に関して把握した実態や調査結果に同制度を導入する必要があることを示すものがないのであれば、それはつまりの立場とすることは、不適切ではないか。

り、同制度には立法事実がないということにはかならないのではないか。

八 過労死に追い込まれるような人は、眞面目で责任感が強い人、上司からの不条理な指示、命令を断りにくい人が多いと言われている。そうした方々があたかも自己責任で亡くなつたかの

ようざれるような制度の導入ではなく、そうした方々が過労死に追い込まれないしくみを作るのが、厚生労働省の行うべき仕事なのではないか。

右質問する。

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出高度プロフェッショナル制度の立法事実に関する質問に対する答弁書

一について
いわゆる高度プロフェッショナル制度については、新しい制度であるため、現時点での導入による労働生産性への影響を把握すること

は困難である。
二について
お尋ねの「働き方」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。
三及び七について
いわゆる高度プロフェッショナル制度については、例えば、労働政策審議会労働条件分科会において、委員より「働き方の多様性」というも

のを正面から認め、実態をよく知る個別企業労使が成果で評価する働き方に合った労働時間制度を選択できるようにするということが求められていると思つております」といった意見があり、このような意見も踏まえて新設するものである。

四について

御指摘のアンケート調査については、民間企業による独自の調査であり、政府として答弁することは差し控えたい。

五について

いわゆる高度プロフェッショナル制度は、法定の要件を満たした場合に、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定について、対象労働者に適用しないこととするものであり、労働者の健康を確保しつつ、その意欲や能力を發揮できるようにする制度である。

六について

いわゆる高度プロフェッショナル制度に関する労働者がらのヒアリングについては、当該制度の検討過程において、研究職やコンサルタント等、専門的な職業に従事する様々な方十数名に対して行つたところである。

八について

お尋ねの「そうした方々があたかも自己責任で亡くなつたかのようざれるような制度」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いわゆる高度プロフェッショナル制度について言えば、現在、国会に提出している働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案において、「健康管理時間」を把握する措置を使用者が

講ずること、一年間を通じ百四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上の休日を使用者が与えること、さらに、労働者の健康を確保するための措置を使用者が講ずること等としており、労働者の健康を確保するための様々な措置を講ずることとしている。

〔参照〕

四月十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

二〇七	杉尾 秀哉君
二一二	江崎 孝君
二一六	森本 真治君
二一七	石上 傑雄君
二一八	

官 報 (号 外)

平成三十年四月十八日 参議院会議録第十五号

明治二十九年三月三十日
郵便物認可日

発行所
〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目五番五号
行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本号一部 二三六〇円